

令和 8 年八郎潟町議会 6 月定例会 会議録

第 1 日目 令和 8 年 6 月 9 日（火）

（午前 10 時）

議長 柳田裕平 おはようございます。
ただいまの出席議員は 12 名であります。
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会 6 月定例会は成立いたします。
これより、6 月定例会を開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。
日程第 1、「会議録署名議員の指名について」は、会議規則第 127 条の規定により議長より指名いたします。6 番 松田真寿美君、7 番 野原静雄君を指名いたします。
日程第 2、「会期の決定について」は、議会運営委員長 松田真寿美君の報告を求めます。はい、6 番 松田真寿美君。

議会運営委員長 松田真寿美 おはようございます。6 番 松田真寿美でございます。
私から、6 月定例会の日程・運営等について、当議会運営委員会で審議いたしましたので、その経過と結果をご報告いたします。
はじめに、去る 6 月 1 日、午前 10 時から第二委員会室において、当局より町長職務代理者 副町長、総務課長が出席し、12 件の議案等について審議いたしました。
その結果、今回の定例会の議案等は、
・補正予算の専決処分に関する承認が 1 件
・条例の一部改正議案が 2 件
・補正予算関係議案が 3 件
・人事案件議案が 2 件
・繰越明許費繰越計算書に関する報告が 3 件
・放棄した私債権等の報告が 1 件
・請願、陳情は 5 件
・一般質問者は 5 名となっております。
また、追加案件として、「意識不明な状態に陥ってしまった地方公共団体の長の辞職に関する制度の整備を求める意見書（案）について」は、6 月 8 日付けで議員提出議案として発議されております。そのため、本日、午前 9 時 30 分から第二委員会室において、当局より町長職務代理者 副町長、総務課長が出席して委員会を開催し審議、この議員提出議案 1 件を日程に追加することと決定いたしました。
次に、議員派遣については、
・7 月 4 日（土）に「八郎潟町関東ふるさと会」が東京都で、
・7 月 30 日（木）に「秋田県町村議会議員研修会」が秋田市で、
・8 月 20 日（木）に「3 県合同中央研修会」が東京都で開催されます。
今定例会の日程については、初日が諸般報告、町長職務代理者 副町長の行政報告、議案等の上程、提案理由の説明、議案等に対する質疑を行い、議案等について各常任委員会に付託することとします。
また、当議会から政府及び関係機関に対して意見書を提出するよう、「八郎潟町まちづくり推進の会」から陳情書、「八郎潟町川崎（26 区）町内会」からは請願書が提出されております。この件は、議員提出議案と関連しますので、委員会に付託せず、本月初日の本会議において採択し、その後、議員提出議案を採決していただきます。
2 日目は、午前 10 時から一般質問を行い、終わり次第、各常任委員会に入っております。
最終日は、午後 3 時から各常任委員会に付託された議案等について、委員長から報告後、質疑・討論を行い、採決していただきます。
次に、人事案件 2 件について上程し、説明、質疑、討論、採決をしていただきます。
次に、報告について上程、提案者から報告、質疑の後、最後に議員派遣について諮り、閉会となります。
以上、今定例会の会期はタブレットに掲載のとおり、本日から 12 日までの 4 日間で行うことといたしました。
よろしくご理解を賜り、ご協力くださいますようお願いを申し上げ、議会運営委員会の報告といたします。
ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長 柳田裕平 本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日9日から12日までの4日間と決定し、議員発議による議員提出議案を、追加提案として、本日の日程に加えることに、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 柳田裕平 ご異議なしと認め、会期を本日から12日までの4日間と決定し、議員発議による議員提出議案を追加提案として本日の日程に加えることとしました。
答弁のため出席を求めた者、町長職務代理者 副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。
日程第3、「諸般報告」に入ります。
はじめに、「議長の諸般報告」です。この報告は令和8年3月定例会最終日より、本定例会までの報告事項をタブレットに掲載しております。その報告をもって「議長の諸般報告」に代えさせていただきますが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 柳田裕平 ご異議なしと認めます。次に、「広域組合議会の諸般報告」に入ります。
各広域組合議会の状況・課題等について、関係組合議員からの報告をいただきます。
はじめに、「八郎潟町・井川町衛生処理施設組合」議員からの報告をお願いいたします。はい、10番 小柳鉄秀君。

10番 小柳鉄秀 おはようございます。10番 小柳鉄秀でございます。
「八郎潟町・井川町衛生処理施設組合」議会のご報告をいたします。
去る3月24日、八郎潟町庁舎3階第一委員会室において、令和8年「八郎潟町・井川町衛生処理施設組合」議会3月定例会が開催されました。
議案に先立ち職務代理者から行政報告があり、前年同期と比べ、し尿・浄化槽汚泥合わせて約33%の増となっております。なお、五城目町のし尿、浄化槽汚泥を含めた、この3カ月間の一日当たりの平均処理量は3,31キログラムでありました。
はじめに、議案第1号「令和7年度八郎潟町・井川町衛生処理施設組合一般会計補正予算(第2号)について」は、歳入歳出それぞれ240万4千円を増額し、予算総額を5,716万4千円としております。
歳入の主なものは、前年度繰越金274万3千円の追加と、五城目町からの汚泥処理受託で搬入量の減少により33万9千円を減額しております。
歳出の主なものは、財政調整基金積立金に434万3千円の追加と、施設管理費193万9千円を減額しております。全会一致で原案通り可決されました。
次に、議案第2号「令和8年度八郎潟町・井川町衛生処理施設組合一般会計予算について」は、歳入歳出総額で5,343万3千円、前年度比16万9千円の減額となっております。
歳入の主なものは、両町の負担金が2,156万8千円で、八郎潟町が1,173万円、井川町が983万8千円です。また、五城目町のし尿及び浄化槽汚泥処理に伴う受託事業収入が3,121万1千円です。
歳出の主なものは、議会費に48万2千円を、一般管理費の人件費等に1,036万2千円、財政調整基金積立金100万円を計上しております。
施設管理費では、消耗品費・光熱水費等に965万5千円、各種機器保守管理等の委託料2,367万円を計上しております。
また、予備費には100万円を計上しております。全会一致で原案どおり可決されました。
以上で、「八郎潟町・井川町衛生処理施設組合」議会の報告を終わります。

議長 柳田裕平 次に、「八郎湖周辺清掃事務組合」議員からの報告をお願いします。
はい、4番 小野千春君。

4番 小野千春 はい、4番 小野です。令和8年八郎湖周辺清掃事務組合議会定例会の課題・状況につきましてご報告いたします。
去る令和8年3月24日、八郎湖周辺クリーンセンター研修室におきまして会議が行われました。
定例会におきまして、新年度予算に先立ちまして提案理由の説明に先立ち諸般の報告がございました。

令和7年度のごみ搬入見込みについてでございます。全体の搬入量は、1万2,600トンで人口減少やごみの減量化により、前年度に比較して520トン、4%の減になる見込みとの報告がございました。

それに伴いまして、熱回収施設の1号炉、2号炉共に稼働日数が減少となるというご報告も重ねてございました。

次に、基本協定の改訂がございました。そのご説明をいたします。

現在、秋田市、潟上市、本組合市町村と11月に加わった由利本荘市の8自治体で広域化に向けた協議が進められております。協議会の名称も「秋田中央地域ごみ処理広域化協議会」に改まりました。

令和7年3月には、基本協定書を改定し、3月19日に再締結が行われております。

また、これにつきまして、効率的に収集運搬するために中継施設の建設候補地についても話し合われております。現在、潟上クリーンセンターというものがございますが、予定では、そこが経費の最適化ということで承認されております。

この内容につきましては、これから課題もございますので、引き続き協議されるという報告がございました。

次に、一般会計予算の報告を差し上げます。今回、歳入歳出予算の総額は7億1,820万7千円でございます。審議され、全員一致で可決されました。

歳入歳出の主だったものをご報告差し上げます。歳出の主だった94.9%を占める衛生費につきましては、6億7,170万2千円、市町村から納付いただく負担金となっております。前年度比で963万6千円の増額となっております。

新しいこととしましては、アルミ缶等売払収入がございましたが、売却量の減少とスチール売り上げ単価の値下がりに伴い、前年度より、このところは減少となっております。

次に、衛生費支出の部分の衛生費について、ご報告いたします。

衛生費、ごみ処理に要する経費の殆どを占めるわけですが、前年度より703万3千円の増額となっております。ごみ全体の量は、減っておりますが、処理する衛生費は増となっております。

次に、特記する部分としまして、修繕料についてご報告いたします。

今、利用している施設は20年目に入っております。かつて大規模改修に向けた検討がなされた時、24億程度大規模改修には掛かるという報告があったそうです。

それに対しまして、今、秋田市等との合併に向かって進んでおります。そうなった場合、10年間、その施設を保たせなければならないという課題がございます。そうした場合、見積もった場合、その2分の1程度、10億程度の経費で済むということで、こちらの案で現在進んでおります。

大まかなご報告は、以上でございます。詳しいことが、もし必要であれば、担当である私か村井議員のほうに、追ってご質問してくだされば、それに答え当議会に持っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でご説明を終了させていただきます。

議長 柳田裕平 最後に、「男鹿潟上南秋消防組合」議員からの報告をお願いいたします。
6番 松田真寿美君。

6番 松田真寿美 はい、6番 松田真寿美でございます。
消防本部統合により「男鹿潟上南秋消防組合」が令和8年1月1日設立しました。
これまで定例会1回・臨時会開催について報告いたします。
いずれも、男鹿潟上南秋消防組合議会議事堂にて開催しております。
令和8年1月8日新設された、男鹿潟上南秋消防組合初議会として消防組合及び消防組合議会の運営等に必要な条例・制度を整備するため構成市町村の議員14名全員が出席し、「令和8年男鹿潟上南秋消防組合議会議員総会及び第1回臨時会」が開催されました。
はじめに、議長に畠山富勝議員、副議長に堀井克見議員が選出され、議員提出議案第1号として議会会議規則の制定に関する議案が上程され質疑・討論なく会議規則が可決制定しました。
管理者 菅原広二男鹿市長より、「急激な人口減少や財政状況が厳しさを増す中、消防に関しては激甚化・頻発化する災害への対応や高齢化に伴う救急需要の高まりへの対応など、今後の消防力の充実強化が求められている。男鹿潟上南秋消防組合が誕生し『広域化して本当に良かった』と地域の方々に実感してもらえよう気持ち新たに職務に精励する」と挨拶がありました。

その後の議案審査では、組合成立に伴う条例整備議案等 9 件が上程され、原案通り可決されました。

監査委員については、識見を有する監査委員に武田誠氏、議員である監査委員に黒瀬友基議員が選任されました。

次に、2 月 19 日の「第 2 回臨時会」について報告いたします。

4 月の消防本部発足に向けて、新消防組合の組織運営や人事制度などの基本的なしくみを整備する条例案審議のために議員 12 名が出席し開催されました。

管理者より、「令和 8 年 4 月 1 日の男鹿潟上南秋消防組合発足の初代消防長として、男鹿地区消防本部、現消防長 杉本正人氏を任命、消防行政に対する地域住民の負託に全力で応え、誰もが安心して暮らせる安全な地域社会の実現に邁進するよう指示した」と諸般報告がありました。

消防長からは、「地域住民の負託に応えられるよう結束力を強化して業務に取り組んでまいります。」との任命にあたっての挨拶がありました。

議案審査では、組合成立に伴う条例等整備議案 10 件が上程され、議案第 14 号の職員定数条例については、野原議員より定数の根拠に関する質疑があり、消防長より職員定数 218 名は男鹿地区消防 150 名、湖東地区消防 68 名を合わせた職員定数であると説明がありました。

その他、質疑・討論なく原案通り可決されました。

次に、3 月 27 日の「第 1 回定例会」は議員 13 名出席で開催されました。

初めに、潟上市議会選出議員の変更に伴い、副議長選出と議席の指定が行われ、副議長には指名推薦により潟上市の堀井克見議員が選出されました。

議案審査では、組合成立に伴う条例等整備議案 13 件が上程され、原案通り可決されました。

次に、議案第 35 号「一般会計予算について」を議題とし、管理者より消防力の充実強化・広域化に伴う消防体制の整備を図るため歳入歳出予算総額を 31 億 3,316 万 5 千円との説明がありました。消防長より消防救急デジタル無線及び高機能消防指令システムの更新整備事業については、継続費事業として 2 億 4,160 万 4 千円を計上し、令和 9 年 4 月から運用開始、広域化に伴い円滑な消防業務のため旧湖東消防の指令及び無線等の整備に 4 億 2,955 万 3 千円を計上し、車両整備には泡原液搬送車更新に 7,436 万円、高規格救急車（大潟・昭和）更新に 7,986 万円を計上すると補足説明がありました。

質疑・討論なく原案通り可決されました。

最後に 6 月 2 日の「第 3 回臨時会」は 14 名全員が出席で開催されました。

初めに、男鹿市議会選出議員の変更に伴い議長選出と議席の指定が行われ、新議長には指名推薦により船木正博議員が選出されました。

管理者の諸般報告では、旧湖東地区行政一部事務組合で時間外手当を過大支給する事務処理ミスが解散前までにあり、関係資料を精査し再算定を慎重に進めているとの報告とお詫びが述べられました。また、広域化後の活動状況は現場の混乱や出動の遅延等は一切発生しておらず、各署においても万全の災害対応にあたっており、スケールメリットが実証された事案もあったと力強いお言葉がございました。

議案審議では、請負契約締結・財産所得等 4 件が上程されました。議員第 36 号の「消防救急デジタル無線及び高機能消防指令システムの改修工事について」事業の確認の質疑があり、消防長より無線装置の出力を上げたことで無線基地局 1カ所での運用が可能となり減額の 2 億 9,727 万 5 千円で締結されたとの説明がありました。

その他、質疑・討論なく原案通り可決されております。

以上で、「男鹿潟上南秋消防組合議会」の報告を終わります。

議長 柳田裕平 以上で、議長及び各広域組合議会の「諸般報告」を終わります。
日程第 4、これより町長職務代理者 小野副町長の「行政報告」を求めます。
はい、小野副町長。

町長 職務代理者
副町長 小野良幸 (町長の行政報告 タブレットに掲載のとおり)

議長 柳田裕平 これより副町長の行政報告に対する質疑を行います。
なお、行政報告以外の事項に対する質疑、並びに 10 日の一般質問と重複する内容は控えてくださるよう、また、一人一回程度で、簡潔にお願いいたします。
会議規則では、同一議員につき、同一の議題について 3 回を超えることはできないと

なっておりますが、1回にさせていただきます。よろしくお願いいたします。
質疑のある方は、挙手してください。はい、畠山君。

9番 畠山一充 9番 畠山です。老人福祉センターの漏水の件について、ちょっと確認含めてお聞きしたいと思います。

ちょっと三点程ですけど簡潔にやりますので。一点目が、建物敷地内の配管箇所。二つ目ですけども、老人福祉センター内で介護保健事業、例えば、ディサービス事業開催していますし、配食サービス事業も行っておりますので、こういった事業等に影響がなかったのか。三つ目ですけども、その修繕工事の業者は、どこでしたかという三点程お聞きいたします。

議長 柳田裕平 はい、畠山君。課長。

健康福祉課長 畠山孝直 畠山議員の質問にお答えいたします。

まず一点目の、建物敷地内の漏水箇所ですけども、玄関の真向かいに車庫がございます。そちらの脇に水道がありますけども、そちらに向かう配管の漏水工事がございます。

二点目の介護サービス、配食サービスの影響ですけども、まずその場所特定するために4回調査してるということで行政報告で上げておりますけども、おっしゃる通りサービスに影響がでないように断水時間を午後1時から一時間程度に絞りまして4回調査しております。ですので実際、サービス等には影響がなかったと思っております。

三つ目の修繕、業者ですけども、業者につきましては、町内の小玉水道さんをお願いしております。以上でございます。

議長 柳田裕平 よろしいですか。

9番 畠山一充 はい。

議長 柳田裕平 他にございませんか。はい、8番 小林君。

8番 小林響騎 はい、小林です。6ページのファミ・サポ、ファミリー・サポート・センターについて、お伺いします。

令和7年の10月から実施してるということで、最近まずチラホラ利用してる方みられるなと思って、良いなと思っておりまして。

そこで、ご質問なんですけども、利用状況、どんな状況なのか、お伺いしたいと思います。

議長 柳田裕平 はい、畠山課長。

健康福祉課長 畠山孝直 質問にお答えいたします。まず、子育ての援助して欲しい人ですけども、今現在6世帯17人の方が登録しております。

援助したい人として会員になっている方が、今現在6人登録されております。

以上でございます。

議長 柳田裕平 よろしいですか。

8番 小林響騎 はい。

議長 柳田裕平 他にございますか。はい、11番 小柳君。

11番 小柳 聡 すいません、ちょっと関連してこの話題をお伺いいたしますが。

まず、1時間当たり900円の利用率というのに対して、多子世帯3人以上予約してる利用会員は、900円の補助金という文言がございます。これはおそらく1回の利用料金だと思いますけど、ちょっとそこらへんを実情も踏まえて、どのように補助金を出しているかっていうか、その例えば、1回当たりの利用に対して、どのくらいの、例えば3時間であれば1時間の900円だけが補助金なのかという、ちょっとそこらへんの詳細的な説明をいただけると…補助金について、ありがたいです。

議長 柳田裕平 はい、畠山課長。

健康福祉課長 畠山孝直 質問にお答えいたします。まず、書いています通り1時間当たり900円の利用料金となっておりますので、そちらに対する900円、1時間当たりの契約に対しての補助が900円ということです。

議長 柳田裕平 よろしいですか。はい、他にございませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 ないようですので、これにて副町長の行政報告に対する質疑を終わります。
次に、日程第5からの議事日程については、タブレットに掲載してある資料のとおりであります。

はじめに、日程第5の承認第4号、日程第6の議案第33号から、日程第10の議案第37号までと、日程第11の請願・陳情のうち、陳情3件を各常任委員会に付託する関係で、一括上程します。

日程第12の陳情、日程第13の請願は、町内の二つの団体から提出されております。日程第14の議員提出議案第1号と関連します。この二つについては常任委員会に付託せず、この本会議において審議し、その後で議員提出議案第1号を採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 柳田裕平 ご異議なしと認めます。そのように決定しました。
提案理由の説明を求めます。はい、小野副町長。

町長 職務代理者
副町長 小野良幸 本日提出いたします議案等の概要について、ご説明申し上げます。

会議日程資料7ページをご覧ください。

承認第4号「令和8年度八郎潟町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて」

令和8年6月23日告示、6月28日投開票となった八郎潟町長選挙について、予算執行前に議会の議決を得る時間的余裕がないため関連予算について専決処分したもので、これについて議会に報告し、その承認を求めるものであります。

専決処分の補正予算書1ページをご覧ください。

歳入歳出に、それぞれ780万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を39億41万6千円としております。

それでは、歳入をご説明いたします。

8・9ページ、前年度繰越金に780万2千円を追加しております。

続きまして、歳出をご説明いたします。

10・11ページ、選挙費、八郎潟町長選挙費に総額780万2千円を追加しております。

以上が一般会計補正予算（第1号）の専決処分の概要であります。

次に、8ページをご覧ください。すいません、会議日程資料の8ページでございます。

議案第33号「八郎潟町表彰条例の一部を改正する条例について」

特に本町の発展に寄与し、その功労が極めて多大であると認められる方々を対象とする表彰の種類を追加するため、所要の規定を整備する必要があることから、本条例を改正するものであります。

主な内容は、表彰の種類に特別功労表彰を追加するものであります。

次に、10ページをご覧ください。

議案第34号「八郎潟町介護保険条例の一部を改正する条例について」

介護保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の規定を整備する必要があるため、本条例を改正するものであります。

内容は、令和7年度住民税非課税であり、税制改正の範囲内の給与収入の増加により保険料段階に変動が生じる者について、介護保険料を減免することができることとしたこと等であります。

次に、
議案第35号「令和8年度八郎潟町一般会計補正予算（第2号）について」

補正予算書1ページをご覧ください。

歳入歳出に、それぞれ2,392万円を追加し、歳入歳出予算の総額を39億2,433万6千円としております。

それでは、歳入の主なものをご説明いたします。

10・11ページ、県支出金の教育費県補助金、公立小学校等給食費保護者負担軽減事業補助金に766万4千円を追加しております。これは、令和8年4月より国が実施する物価高騰に直面する子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境を整えるためのものです。

前年度繰越金には、1,460万9千円の追加としております。

諸収入、雑入、地域防災組織育成助成事業助成金80万円の追加は、消防団編み上げ靴の購入に係るものであります。

町債につきましては、総額で250万円を減額しており、公用車更新事業債に190万円を追加したほか3事業について、限度額を変更しております。内訳につきましては、5ページの第2表「地方債補正」をご覧ください。

続きまして、歳出の主なものをご説明いたします。

12・13ページ、総務費、自治振興費、一般コミュニティ助成事業費補助金115万6千円の追加は、町内会への備品購入に係るものであります。

16・17ページ、衛生費、保健センター管理運営費、修繕料に42万7千円を追加しております。これは、保健センターの身体障害者用トイレ修繕に係るものであります。

18・19ページ、商工費、観光費に120万円を追加しております。これは、町誕生70周年記念として、若者イベント実行委員会が主催する一夜市の拡大開催に係るものであります。

20・21ページ、消防費、施設費、負担金、補助及び交付金129万8千円の追加は、真坂地区の防火水槽修繕工事に係るものであります。

24・25ページ、教育費、中羽立公園体育施設管理運営費、備品購入費に101万2千円を追加しております。これは、中羽立公園及び弁天球場で使用する芝刈り機の新規購入に係るものであります。

なお、各項目に計上されております人件費につきましては、26ページからの「給与費明細書」に記載しております。

以上が一般会計補正予算（第2号）の概要であります。

次に、
議案第36号「令和8年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」

29ページをご覧ください。

保険事業勘定の歳入歳出に、それぞれ103万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億1,433万9千円としております。

36・37ページ、歳入は、繰入金に総額103万9千円を追加しております。

続きまして、歳出の主なものをご説明いたします。

38・39ページ、総務費、一般管理費に67万円を追加しております。これは、介護報酬と補足給付が改訂されることに伴うシステム改修に係るものであります。

以上が介護保険特別会計補正予算（第1号）の概要であります。

次に、
議案第37号「令和8年度八郎潟町水道事業会計補正予算（第1号）について」

43ページをご覧ください。

収益的収入に129万8千円を追加し、総額を1億3,650万7千円としております。

収益的支出には21万7千円を追加し、総額を1億5,685万円としております。

44ページ、資本的収入から13万8千円を減額し、総額を5,367万4千円としております。

52・53ページ、収益的収入の他会計負担金129万8千円の追加は、真坂地区の防火水槽修繕工事に係るものであり、一般会計からの収入となっております。収益的支出は、人件費に係るものであり、総額で21万7千円を追加しております。

54・55ページ、資本的収入は、国庫補助金の内示に伴い、水道管路防災・安全交付金事業債に480万円を、水道管路防災・安全交付金事業出資金に73万6千円をそれぞれ追加し、水道管路防災・安全交付金から567万4千円を減額しております。

以上が水道事業会計補正予算（第１号）の概要であります。

よろしくご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。

議長 柳田裕平 これより、議案に対する質疑を行います。
はじめに、日程第５、承認第４号「令和８年度八郎潟町一般会計補正予算（第１号）の専決処分の承認を求めることについて」の質疑を行います。質疑ございませんか。
（質疑なしの声あり）

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。よって承認第４号についての質疑を終わります。
次に、日程第６、議案第３３号「八郎潟町表彰条例の一部を改正する条例について」の質疑を行います。質疑ございませんか。
（質疑なしの声あり）

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。よって議案第３３号についての質疑を終わります。
次に日程第７、議案第３４号「八郎潟町介護保険条例の一部を改正する条例について」の質疑を行います。質疑ございませんか。

議長 柳田裕平 はい、１１番 小柳君。

１１番 小柳 聡 今回する改正は、附則を付けるということであると思いますが、この附則は、どの段階で、いつまで、この附則を盛り込むといったことを想定されているかといったところをお伺いします。

議長 柳田裕平 はい、畠山課長。

健康福祉課長 畠山孝直 答えいたします。今回の条例改正につきましては、令和７年度の税制改革に伴いまして給与控除額が変わることに伴いましての、その、伴いまして介護保険施行令の一部が改正されたことによつての条例改正となっております。
これの適用は、令和、今年度のみとなっております。

議長 柳田裕平 よろしい…もう一回ですか。はい、小柳君。

１１番 小柳 聡 じゃあ、令和９年度以降は、この附則はもう取り除かれるという認識でよろしいですか。

議長 柳田裕平 暫時、休憩します。

（休 憩）
（再 開）

議長 柳田裕平 はい、再開します。畠山課長。

健康福祉課長 畠山孝直 附則に書いてる通り、その、あくまでこれは令和８年度に対する減免のヤツですので、令和９年度以降は適用はなりません。
該当は…あくまでも、令和８年度の保険料算定による減免の措置でございます。

議長 柳田裕平 小柳君、一問ってということで、ここですで打ち切らせていただきます。
他にございませんか。
（質疑なしの声あり）

議長 柳田裕平 ないようですので、よつて、議案第３４号についての質疑を終わります。
次に日程第８、議案第３５号「令和８年度八郎潟町一般会計補正予算（第２号）について」の質疑を行います。質疑ございませんか。はい、畠山君。

９番 畠山一充 ９番 畠山です。一般会計の補正予算ですよね。１３ページですけども、１２節の委託料、金額にしますと１９万６千円ですけども、この「書道パフォーマンスパネル制作業務委託料」なんですけども。これ、誰に委託して、活用方法っていうか、ちょっと聞き方からなくて今、そういった発言なんですけども、お願いする方、それから活用方

法、ありましたら返答願います。

議長 柳田裕平 はい、村井課長。

総務課長 村井健一 ご質問にお答えします。今、ご質問のあった謝礼じゃなくて、書道パフォーマンスの業務委託ですね。これにつきましては、現在、9月30日の午前の部で小中学校と県警音楽隊コラボしてステージを計画しております。

その中で、今回、お願いしたロゴ、ロゴ制作お願いした佐藤佳奈さん、にお願いしてですね、パネル、四畳ほどのパネルにですね、書道パフォーマンスをする、そのパネルの作成委託となります。

議長 柳田裕平 よろしいですか。他にございませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 ないようですので、次に日程第8、**議案第35号「令和8年度八郎潟町一般会計補正予算(第2号)について」**の質疑を行います。質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 ないようですので、質疑なしと認めます。よって、議案第35号についての質疑を終わります。
次に日程第9、**議案第36号「令和8年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算(第1号)について」**の質疑を行います。質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。よって、議案第36号についての質疑を終わります。
次に日程第10、**議案第37号「令和8年度八郎潟町水道事業会計補正予算(第1号)について」**の質疑を行います。質疑ございませんか。

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。よって、議案第37号についての質疑を終わります。
次に日程第11、「**請願・陳情**」についてを上程します。タブレットに掲載しております請願・陳情は5件であります。
提出された議案並びに陳情の受理番号2・3・6につきましては、議事日程及び陳情文書表に記載のとおり、所管の常任委員会に付託することといたします。
質疑ございませんか。あ、ごめんなさい。失礼します。暫時、休憩します。
(休憩)
(再開)

議長 柳田裕平 再開します。只今の日程第1、「**請願・陳情**」について質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 ないようですので、議案第…、日程第1の「**請願・陳情**」については…暫時休憩します。
(休憩)
(再開)

議長 柳田裕平 はい、再開します。
次に、日程第12に移ります。「**八郎潟町まちづくり推進の会からの陳情について**」を上程します。
この陳情は、請願・陳情文書表にある、受理番号4「**地方自治法改正の意見書の採択を求める陳情書**」です。この度の畠山前町長の事例に関係するもので、「**八郎潟町まちづくり推進の会**」から本議会に対し、地方自治法第99条に基づく意見書を、政府及び関係機関に提出していただきたいという内容となっております。
このことについて、皆様からのご意見を承りたいと思います。ご意見等ございませんか。
(意見なしの声あり)

議長 柳田裕平 ご意見なしと認めます。討論を行います。討論ございませんか。
(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。
日程第１２、「八郎潟町まちづくり推進の会からの陳情について」に…、賛成諸君の起立を求めます。

(全員起立)

議長 柳田裕平 起立全員であります。よって、日程第１２、「八郎潟町まちづくり推進の会からの陳情について」については、採択することに決定いたしました。

次に、日程第１３「八郎潟町川崎（２６区）町内会からの請願について」を上程します。

この請願書は、請願・陳情文書表にある、受理番号５「意識不明な状態に陥ってしまった地方公共団体の長及び議員の辞職に関する法制度の整備を求める意見書を要請する請願」です。

八郎潟町まちづくり推進の会と同様、この度の畠山前町長の事例に関係するものです。紹介議員である、伊藤章君からの説明を求めます。はい、伊藤章君。

５番 伊藤 章 ５番 伊藤章でございます。私からは、受理番号５番の川崎２６区町内会の請願について、皆さんもう一読されてると思いますので請願の趣旨だけを説明いたします。

先月１５日に開催しました川崎２６区町内会合同役員会において、先月８日に開催されました本町議会臨時会において、意識不明の畠山菊夫町長の妻から町長職を辞職したいという旨の要請書が議会議長へ届けられました。議会において、その処遇について一任されたことであります。

しかし、地方自治法第１４５条の「退職」は、町長本人の意思によって退職する手続きの規定であるため、家族等や代理人の意思での退職は総務自治行政局等の見解では民法の解釈により認められませんというふうになっておりました。

そのため、議会としては町長と対立はしていないが町政運営の停滞を避けるため、異例であるが地方自治法第１７８条の不信任という苦渋の決断をしたことの経緯を川崎２６区町内会合同役員会で説明いたしました。

説明後、不信任というかたちで決議したことは、町長を信用しない、または、信頼しないことと等しいので釈然としないと。「他に手立てはなかったのか」という疑問視する意見がありました。

また、町長が意思表示できない状態が長く続けば行政の停滞を生み、町民や地域住民の暮らしにも影響しかねないので、看過できないという意見もありました。

さらに、地方公共団体の議員も同様の措置を講じる必要があることも言及されました。

そこで、川崎２６区町内会は、地方自治法第１２４条の規定により「意識不明な状態に陥ってしまった地方公共団体の長及び議員の辞職に関する法制度の整備を求める意見書を要請する請願」を本町議会議長に提出したものであります。

各議員におかれましては、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上です。

議長 柳田裕平 只今、紹介議員の伊藤章君から、説明がありました。これより、請願書に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ございませんか。

(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決します。受理番号５「意識不明な状態に陥ってしまった地方公共団体の長及び議員の辞職に関する法制度の整備を求める意見書を要請する請願」に、賛成諸君の起立を求めます。

(全員起立)

議長 柳田裕平 起立全員であります。よって、日程第１３「八郎潟町川崎（２６区）町内会からの請願について」は採択することと決定いたしました。

次に、日程第１４、議員提出議案第１号「意識不明な状態に陥ってしまった地方公共団体の長の辞職に関する制度の整備を求める意見書（案）について」を上程します。

提出者からの説明を求めます。はい、１１番 小柳聡君。

- 11番 小柳 聡 はい、11番。それでは私のほうから「意識不明な状態に陥ってしまった地方公共団体の長の辞職に関する制度の整備を求める意見書（案）」について説明をいたします。
- なお、提出者は、私、小柳聡、賛成者は全議員の承諾をいただいております。
- 提案理由を述べます。地方自治体の長が、病気や事故により意識不明な状態に陥ってしまった場合の辞職に関し、二元代表制の適切な運営を確保するため、議会の不信任決議や住民リコールによらない法的手段に沿って対処できるよう、制度の整備をすることを提案するものでございます。

議員提出議案第1号

意識不明な状態に陥ってしまった地方公共団体の長の辞職に関する制度の整備を求める意見書（案）

地方公共団体の長（以下、「長」という。）が病気等により意識不明な状態に陥ってしまった場合、現行の制度下においては自身の任期が満了になるか死亡となるまで、原則的に職を辞することができないこととなっております。

地方自治法第143条の「失職」は、被選挙権を有しなくなった場合のことを規定しており、病気等により意識不明な場合の規定ではありません。また、同法第145条の「退職」は、長の意思によって退職するときの手続きを規定しており、意思表示ができない場合の規定がありません。

因みに、同法第152条第2項の「長に事故があるとき、又は欠けたとき」は、長の職務代理者の規定としての条件であります。が、「事故があるとき」とは意識不明な場合も含む解釈になっております。

今般、八郎潟町の長が公務中に倒れ、その後、意識不明の状態が継続しております。病気の早期回復が困難と見込まれ、その長期化により町政が停滞する恐れがあるため、家族が八郎潟町議会に対し長の処遇を委ねる要請書を提出されました。このため八郎潟町議会では、意識不明な状態に陥ってしまった長を「職務の遂行が全うできない」ことを理由に、不信任決議という決断をしたところです。本来であれば、このような事態に対応するため地方自治法等の規定が整備されているべきであり、現行法にはそのような規定は存在しません。

当町で今般起きた事例は、今後、全国の地方自治体の長においても起こりうることだろうと推察いたします。こうした観点から、国会及び政府におかれましてはこの実情を十分認識していただきながら、地方自治法等の整備を講じられるよう強く要望し地方自治法第99条の規定に基づく意見書を提出いたします。

記

1. 地方自治体の長が、病気や事故により意識不明な状態に陥ってしまった場合の辞職に関し、二元代表制の適切な運営を確保するため、議会の不信任決議や住民リコールによらない法的手段に沿って対処できるよう、地方自治法等の整備をすること。

令和8年6月 日

秋田県八郎潟町議会議長 柳田 裕平 ㊞

内閣総理大臣	高市 早苗 殿
総務大臣	林 芳正 殿
法務大臣	平口 洋 殿
厚生労働大臣	上野 賢一郎 殿
内閣官房長官	木原 稔 殿
衆議院議長	森 英介 殿
参議院議長	関口 昌一 殿

- 11番 小柳 聡 この意見書は我々、八郎潟町議会が全国に先駆けて提出することに意義があると思っております。
- この趣旨を御理解願ひ、議員各位におかれましては、ご賛同いただくようお願い申し上げます。

議長 柳田裕平 只今、提出者の小柳聡君から説明がありました。これより、質疑を行います。質疑ございませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ございませんか。
(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決します。日程第14、議員提出議案第1号「意識不明な状態に陥ってしまった地方公共団体の長の辞職に関する制度の整備を求める意見書(案)について」に、賛成諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 柳田裕平 賛成全員であります。よって、日程第14、議員提出議案第1号「意識不明な状態に陥ってしまった地方公共団体の長の辞職に関する制度の整備を求める意見書(案)について」は可決し、意見書を提出することと決定いたしました。
これより、各常任委員会を開いていただきます。
事務局長から、委員会室を報告させます。

局長 齊藤嘉生 それでは、総務産業常任委員会は、第一委員会室、教育民生常任委員会は、第二委員会室で開催していただきます。

議長 柳田裕平 明日は、午前10時より…暫時、休憩します。
(休憩)
(再開)

議長 柳田裕平 再開します。明日は、午前10時より本会議を開きます。
本日の会議は、これをもって散会いたします。
それではご苦労様でございました。

(午前11時20分)

令和8年八郎潟町議会6月定例会 会議録

第2日目 令和8年6月10日（水）

（午前10時）

議長 柳田裕平 おはようございます。
ただいまの出席議員は12名であります。
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会6月定例会は成立いたします。
これより、本日の会議を開きます。答弁のため出席を求めた者、町長職務代理者 副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。
これより一般質問を行います。最初に6番 松田真寿美君の一般質問を行います。
はい、6番 松田真寿美君。

6番 松田真寿美 おはようございます。6番 松田真寿美でございます。よろしくお願いいたします。
まずは、町誕生70周年記念の一つ目の大きな事業があります、町民スポーツ祭が好天に恵まれ、町民が一つになって開催できましたことを喜ばしく思います。
今後も、様々な記念事業が予定されております。
前町長が病床から町政を案じつつ見守っていることでしょうか。前町長の70周年に向けた思いを受け、町民みんなが記憶に残る記念事業が開催できますことを期待いたします。

それでは、通告書に沿って質問いたします。

1.健康寿命延伸と食育

健康とは、「肉体的・精神的及び社会的に完全に良好な状態であり、単に疾病又は病弱の存在しないことではない」とWHO憲章で定義されており、現在も広く用いられている国際的な健康の定義です。

令和4年の秋田県の平均寿命は、男性79.89歳、健康寿命は72.43歳であり、その差は7.46年。女性の平均寿命は86.46歳、健康寿命は75.67歳で、その差は10.79年となっております。医学の進歩や医薬品の開発で、平均寿命は長くなったものの健康上の問題で日常生活に制限がある状態で過ごす期間も長くなっております。

健康寿命延伸に向けては、早期発見・早期治療と同時に生活習慣の改善、特に食生活が重要であると思います。

「第5期県食育推進計画」がスタートし、働き盛り世代を対象にした食育や、食文化の継承に力を入れ、健全な食生活の実践と生産者などへの理解を進めることを目指しています。

その中でも20歳以上の野菜の摂取量が平均286.4g、特に20歳代：253.2g、30歳代：244.1g、40歳代：228.2gであり、目標の350gに達していないことから20～40歳代を健康寿命の延伸に向けた重要な層として着目しております。減塩や野菜摂取など望ましい食生活と高齢者のフレイル予防のための栄養・食生活に関する知識の普及啓発を強化し「大人の食育」を推進しております。

当町においては、令和6年3月発行の「第2期健康づくり総合計画」で令和5年「野菜を1日350g食べていると思う人」の割合を30歳代11.4%、40歳代15.4%と野菜の摂取量が少ないことを既に把握しております。徐々に改善傾向にあり最終年度令和17年には30%の目標値を掲げております。また、「指定塩分量8g以下の人を増やす」の目標値も30%としております。そこで質問いたします。

■働き盛り世代への食と健康についての取り組みを伺います。相談や講座等の事業がありますが、参加状況はいかがでしょう。また、「第2期健康づくり総合計画」施行後の働き盛り世代の野菜摂取量等の数値に変化は見られますか。

把握できているのであれば、お知らせください。

議長 柳田裕平 はい、小野副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸

おはようございます。松田議員のご質問にお答えいたします。

働き盛り世代への栄養・食生活事業についての令和7年度参加状況は、事業を34回開催し、参加延べ人数は347名となっております。そのうち、食生活や健康についての個別相談を実施する「食と健康の相談日」に12名、栄養講話や調理実習を通じて、

生活習慣病予防や健康延伸のための知識の普及を図る「ヘルスアップ講座」に29名が参加しております。また、食生活を中心とした地域での健康づくりを自主的に推進する組織「キャロットの会」の会員は、33名となっており、年間16日、延べ190名が活動に参加しております。さらに、町とキャロットの会が協働し、レディース検診、健康フェア、保健委員研修会において食育・栄養情報の啓発を5回実施しており、290名が参加しております。

身体活動の令和7年度参加延べ人数は、インターバル速歩体験会を24回開催して626人が参加、さらに施設を開放したうえで80回実施し、1,503人が参加しております。また、継続して運動に取り組めるようフォローアップ研修を2回開催し、59名が参加しております。自主グループ活動支援として、メタボの予防解消に効果的な水中運動を実践している「にゃんぱちアクアサークル」がありますが、町で講師を派遣し12回実施し、142名が参加しております。

働き盛り世代の野菜摂取量について、年代別数値の把握はできておりませんが、令和7年度早朝健診受診者のベジチェックで、厚生労働省の「健康日本21」での目標値である成人1日の野菜摂取量350g相当以上を達成した人の割合は14.2%となっており、前年度受診者の割合と比較して1.4%増えております。

議長 柳田裕平 はい、6番 松田君。

6番 松田真寿美 はい、ありがとうございます。細かい数字教えていただいて、ありがとうございます。ただ、延べの人数ということは、例えば20～40歳代でなく全体の参加人数でよろしいですか。

はい、では、その年代の把握をすることはできないってことですよね。

議長 柳田裕平 はい、畠山課長。

健康福祉課長 畠山孝直 質問にお答えします。ちょっと年代別の把握までは至っておりません。すみません。

議長 柳田裕平 はい、松田君。

6番 松田真寿美 はい、分かりました。ありがとうございます。

今、行われている、「食と健康の相談日」ございまして、12名の参加とございましたが、こちらのほう毎日ある、毎月ある事業なんですけれども、利用者が少ないってことは、とても残念です。

先日、新聞の…新聞でしたけれども、高齢の男性でしたが、バランス良い栄養摂取を自分で取り組むが、なかなか上手くいかず、市の栄養士さんから丁寧な助言をいただき、栄養価を踏まえた食事ができているとの記事がありました。

当町には知識豊富な栄養士さん、保健師さんが、たくさんいらっしゃいます。

「食と健康の相談日」については、開催方法、例えば、毎月行っているのも、区指定とか、年代で分けるとか、その他、相談しやすい方法を検討し、職員の勧奨を高めてはいかがでしょうか。お聞きします。

議長 柳田裕平 はい、畠山課長。

健康福祉課長 畠山孝直 質問にお答えいたします。まず、12名の参加ということで、毎月やってるようですけれども、毎月1名の参加に留まっている状況でございます。

松田議員のおっしゃった通り、参加者増やすためには、いろいろと、その来ていただく方を増やすような取り組みを今後、検討していかなければダメだと思っておりますので、今後、検討していきたいと思っております。

議長 柳田裕平 はい、松田君。

6番 松田真寿美 是非、若い世代も参加できるような取り組みをお願いしたいと思います。

私は、野菜摂っているほうだと思っていましたけれども、ベジチェックをすると野菜摂取レベルが5.5から5.7くらいでした。

ちょっと信用できなくて、実際に1日食した野菜を終日計ってみました。やはり多くて250gでしたので、測定器に間違いはなく、野菜不足を実感しています。

それからは自分自身、野菜をプラス 70 g を心掛けています。
是非今後、栄養士さんや保健師さんの知識と情報を町民にご呈示くださることを願います。次に、
■高齢者のフレイル予防の 3 本柱は栄養・運動・社会参加ですが、その中でも食事や口腔機能の維持が重要であります。今年度見直された介護予防教室では歯科検診や栄養管理等も取り入れると伺っております。具体的な事業内容を伺います。
現在行っている事業や参加の状況、もしくは申込状況を伺います。

議長 柳田裕平 はい、小野副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 介護予防教室については、参加者が固定化していたことから、今年度は地区に出向いて介護予防を行う「元気塾」の開催地区を 2 地区増やして 5 地区で開催するほか、新たに認知症予防のため「脳活講座」を 15 回開催し、より身近な地域での介護予防に取り組めるようにしております。

歯科検診については、保健事業と介護予防の一体的事業として、集団歯科健診と口腔ケアなどを行う「歯つらつ教室」を実施しております。また、栄養管理についても、2 箇所の「かだっこさろん」にて集団栄養指導を実施しておりますが、今年度は新たに 3 箇所のサロンを追加して実施することにしております。

介護予防には、運動・栄養・歯科・社会参加が重要であることから、今年度の介護予防大学では、e スポーツ・栄養・歯科に関する講演会を実施することにしておりますので、参加していただくよう周知してまいります。

議長 柳田裕平 はい、松田君。

6 番 松田真寿美 恐れ入りますけれども、介護予防教室等の定員書かれておりましたが、定員に達してるのかどうか、お聞きしてよろしいでしょうか。

議長 柳田裕平 はい、畠山課長。

健康福祉課長 畠山孝直 すいません、ちょっと定員の状況までは今現在、把握しておりません。すいません。

議長 柳田裕平 はい、松田君。

6 番 松田真寿美 すいません。予防大学の e スポーツと、それから、フレイル予防の食事の指導とかございますけれども、そちらの参加状況はいかがでしょうか。申込状況含めて。

議長 柳田裕平 はい、畠山課長。

健康福祉課長 畠山孝直 すいません、そちらの状況もちょうと把握しておりません。どうも、すみません。

議長 柳田裕平 はい、松田君。

6 番 松田真寿美 はい、すいません。先日、6 月 12 日の、今週の金曜日に至っては先着 25 名埋まってるとは聞いておりました。それ以外についてはまだ募集していると伺っておりましたので、是非こういった活動があるっていうことを、お伝えしていただければと思います。
では、次にいきます。現在、早朝健診が始まっております。結果が出ると健康フェア等も予定していると思います。些細なことでも気軽に相談できる窓口があり、こちらも是非、有能な栄養士さんや保健師さんの的確なご指導ができればと思います。
病気を患った方は勿論、適切な投薬治療は必要ですが、薬には必ず副作用があります。いろんな健康の講話では、薬よりも食事や運動等の生活習慣の大切さをお聞きしています。

これからも介護予防教室の充実で、健康寿命延伸の取り組みの継続をお願いします。

加えまして、先程から相談しやすいということを申しておりますけれども、これは健康だけでなく全ての庁舎内、部署の雰囲気もあります。庁舎が明るくなっていれば雰囲気が暗くて役場に行きづらいと以前も話したことがあります。率先して笑顔で声を掛け

てくれる職員もいます。役場の人は、気軽に相談できる所だによって町民に親しみを持たれる姿勢も大事ではないでしょうか。これから決まる新町長の改革に期待いたします。

次に、「第5期県食育推進計画」では、持続可能な食を支える食育の推進として学校給食における地場産物の活用や地場産物に係る食に関する指導も指標として挙げております。

当町の「第2期食育推進計画」においても、学校給食への地場産物使用や「食」を通じて八郎潟町の元気と活性化につながる取り組みを推進するとしております。

そこで質問いたします。

■学校給食は安全安心な食材の確保が第一条件であります。地場産物提供の農家や団体との契約状況と郷土料理等の伝承の取り組みを伺います。

議長 柳田裕平 はい、教育長。

教育長 伊藤暢 松田議員のご質問にお答えします。

学校給食では、令和5年4月から、地場産の食材、主に野菜を「はちらぼ」を通して購入しております。「はちらぼ」では、本町の生産者と契約しているほか、大潟村の団体からも入手しており、食材の安定的な確保ができております。

入荷された食材は、その都度、調理員が点検しており、万が一、傷みがある等の不備があった場合は、業者に伝えて交換、または返品していただいております。

郷土料理等の伝承の取組については、だまこ汁やキャノコ汁等を献立に組み入れるほか、枝豆、ジュンサイ、メロン、とんぶりなど、季節に応じて町や秋田を代表する旬の食材を用いた献立を提供しております。

また、中学校2年生の家庭科では地域の食文化を学ぶ単元があり、秋田県の郷土料理についてその特徴や名前の由来等を学ぶほか、地域の有志の皆様の方をお借りして、自分たちで新米を炊き、だまこもちを作って、だまこ鍋を味わうという実習を行っております。

こうした取組を継続していくことが、郷土料理や食材を後世に継ぐ一助となるのではないかと考えております。以上です。

議長 柳田裕平 はい、松田君。

6 番 松田真寿美 はい、ありがとうございます。食材の確保の状況伺いまして、よく分かりました。

■学校の「食育だより」には、毎月の地場産食材が記載されております。また、幅広い食品を使用したメニューで栄養管理がしっかりされていると思います。地場産以外の食材の調達方法を伺います。

議長 柳田裕平 はい、伊藤教育長。

教育長 伊藤暢 お答えします。現在、地場産以外の食材は、大部分を近隣の大きなスーパーマーケットから購入しております。他に、秋田県学校給食会や秋田市にある食材納入業者から入手しております。牛乳については、J Aに委託しております。以上です。

議長 柳田裕平 はい、松田君。

6 番 松田真寿美 はい、ありがとうございます。確認ですが、現在は学校給食においては、事故やトラブルはないということで、よろしいですね。確認です。

議長 柳田裕平 はい、伊藤教育長。

教育長 伊藤暢 はい、お答えします。食材そのものに関しては、ほぼ無いと申し上げます。若干ですね、米に石が混入している等の事例がありました。でも、現在はほぼ無いということになっております。

議長 柳田裕平 はい、松田君。

6 番 松田真寿美 はい、すいません。以前やはりそういった異物混入を聞いたことがありましたので今、改めてお聞きしました。

ただ、今は無く、全て安全に提供できているということで安心しました。文科省では、

学校給食は地域の伝統的な食文化や食に関わる人々への感謝、食材の生産、流通、消費まで学ぶことができる生きた食材と、生きた教材と称しております。農水省も地場産物を食に関する指導の生きた教材として位置付け、地域の食文化の理解や、生産者への感謝を育てる効果を強調しております。

国の交付金を最大限活用し、物価上昇もありますが、質低下なく食育を進めていただくことを願います。

また、これからの時期の食品管理や食中毒対策等を徹底し、児童生徒第一で万全を期してもらいたいと思います。

県は学校給食の地元食材の使用率を上げるためのプロジェクトチームを立ち上げるようです。今後は、地元農家の実態や流通状況を把握することも必要です。

繰り返しますが、くれぐれも安全安心の食材確保をお願いします。

次に、2. クマ対策の進捗状況

県は4月10日、クマの目撃情報が昨年の大量出没にも増して増加していることで最速で全県に「ツキノワグマ出没注意報」を発令しましたが、14日には早々に警報に切り替えております。そして警報は7月末まで延長となっております。

県内には約3,900頭が生息しているとのことです。

当町での目撃情報は多くはないようですが、県内各地では日に日に増えており、人間の生活空間への出没が多くなっております。

先般、県主催の「人とクマとの共生を考えるフォーラム」に出向きました。被害ゼロに向けては、「個体数管理・環境整備・独自の調査や研究」の3点を今後の対策とされておりました。その中で、当町としてもすぐに取り組むことができるものには環境整備があります。で、質問いたします。

■今年度予算に放任果樹伐採に140万円計上しておりました。真坂・浦大町・三倉鼻地区の伐採等の進捗状況と管理強化ゾーンでの捕獲状況を伺います。

議長 柳田裕平 はい、小野副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 ご質問にお答えします。放任果樹につきましては、真坂・浦大町・三倉鼻地区の各町内会長に6月15日を期限として伐採希望の取りまとめを依頼しているところでございます。対象は、高齢者世帯や一人暮らしで、果樹管理の対応が難しい方々の柿・栗・クルミの木とし、今後、町で同意確認後、順次伐採作業を実施する予定です。

なお、管理強化ゾーンでの捕獲活動につきましては、町鳥獣被害対策実施隊と協議しましたが、対応が難しいとのことで実施しておりません。

議長 柳田裕平 はい、松田君。

6番 松田真寿美 伐採など行っていないことですが、ちょっと気になる場所がありまして。浦大町で。今まだ、木があるんですけれども、それが所有者不明なのか分かりませんが、今後、
■所有者不明の放任果樹や耕作放棄地があった場合の対応とかは検討されておりますか。

議長 柳田裕平 はい、小野副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 浦大町に気になる木があるということですが、ちょっと場所までは分かりませんけれども、所有者不明の放任果樹、これにつきましては、管理が不十分であることから、集落にクマを寄せ付ける一因となっており対策が必要であるという認識は当然でございます。

一方で、所有者不明の放任果樹は私有財産にあたり、現状では伐採することが出来ないことから、鈴木秋田県知事は先月29日に環境省を訪れ、放置された果樹を速やかに伐採できるような新たな制度の構築などを求める要望書を環境大臣に手渡されたとの報道がありました。今後、国の動向や他自治体の事例も参考にしながら、対応について研究してまいります。

なお、本町における所有者不明の耕作放棄地につきましては、本町において現時点では確認されておりません。以上です。

議長 柳田裕平 はい、松田君。

6 番 松田真寿美 はい、分かりました。ありがとうございます。
まず、捕獲数については、昨日付の市町村別捕獲数でも、当町はゼロでした。
先日、猟友会の方の話でも、現在は箱罠に掛かっていないが8月頃には多くなるのではないかと話されておりました。
しかも、これまで目撃情報は2件ですが、ちょっと確認で失礼ですけども、お聞きしますが、今のところ、これ以上の目撃情報はなかったということによろしいですか。2件。

議長 柳田裕平 はい、どうぞ。産業課長。

産業課長 相澤重則 これまで実は、3件の通報がございました。
その内の1件は、ウチの方の職員が現地行って確認しましたが、その出沒地が田んぼの付近で、開けた場所であったこと。あとは、人家も側にもあったんですけども、誰も目撃者がいなかったってことで、これにつきましては特にLINE等で通知はしておりません。以上です。

議長 柳田裕平 はい、松田君。

6 番 松田真寿美 はい、分かりました。ありがとうございます。これまで、役場からの注意喚起もあり、町民みんなが栗や柿の木の管理、伐採や、ゴミの適切な処分、除草や間伐で見通しのよい環境を作る等、一人一人の心掛けが出沒を減らしていると思います。
このことを、この状況を維持して市街地出沒の抑制、または、クマの本来の生息域に戻すこともできるといいと思います。猟友会の方々には、ご負担お掛けしますが、今後も見守りや緊急時の対応をお願いするものです。
先程の放任果樹や耕作放棄地のことですけれども、町内会長会議でも行政が窓口の提案に対して、私有地の伐採は個人の財産にあたるため、管理指導行っていると回答されておりました。先程、副町長から、県でも法改正要望しているけれども、実際には時間が掛かるということで、現在、県としては、放任果樹なった場合は、不在者財産管理制度等を活用して、司法書士会等勉強しながら数ヶ月掛かっても次回の出沒に備えて、合法的に伐採ができる仕組みに着手しているとお話もありました。当町では、放任果樹確認されてないってことで、そこまでの制度利用はないと思いますけれども、もし今後このような事案がありましたら、検討していただくことも必要ではないかと思えます。
次に、昨年、各地で被害にあわれた方からは、情報伝達の遅さを指摘する声がありました。少しでも早く防災行政無線を集中的に流すとか広報車の巡回ができていればよかったと反省するも、時間帯によっては職員の対応に時間を要する場合があるので広報手段については検討の余地があるとする自治体もありました。
当町におかれましては、昨年11月までは1日3回の注意喚起の防災無線が流されておりました。その後は、市街地での出沒や立てこもり等不測の事態が発生した際に使用するとしております。質問いたします。
■クマの出沒状況や移動状況、捕獲状況等タイムリーな情報を伝えていただきたいとの町民からの要望があります。町のラインでのお知らせや「クマダス」等デジタルな情報手段もありますが、ご高齢の方が多い当町においてデジタル機器使用が困難な方もおります。
一部、質問変更いたします。6月5日の午後、真坂のクマ目撃情報を防災無線でお知らせいただきました。今後の伝達方法を変えたのでしょうか。お伺いいたします。

議長 柳田裕平 はい、小野副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 ご質問にお答えいたします。防災行政無線につきましては、これまでと同様に市街地への出沒、立て籠もりや果樹の木に留まっている等の不測の事態が発生した際に使用することとしており、クマの目撃情報が寄せられた際は、五城目警察署・猟友会と相互に連携を取り合いながら、現場周辺での広報車による出沒情報の周知及び巡回を行っているほか、町公式LINEとクマダスにより出沒情報を発信しております。
クマの情報を防災行政無線で素早く発信することは、地域住民の安全対策として非常に重要なことですが、クマは広範囲を移動すること、情報が入ってから現場を確認するまで一定の時間を要することなど、なかなか正確な情報が得られず、運用を誤ると混乱

や過度な不安を与える恐れもありますので、関係機関と連携し、状況を見極めながら適切な情報提供に努めてまいります。

なお、真坂地区で、この間出沒された件については、産業課長から説明させます。

議長 柳田裕平 はい、相澤君。

産業課長 相澤重則 ご質問にお答えいたします。6月5日のクマの放送ですけれども、こちらにつきましては、午後1時50分頃、車で通りがかりの運転手さんのほうから通報ありまして、その電話受けたのが産業課じゃありませんで、それについては、車とぶつかりそうになったということでした。

真坂のピットイン付近で、おそらく7号線ではないかと推測しまして、西側の住宅地ある県道方面、そちらの方へ向かう可能性があるのではないかとということで、放送したものです。

今後も、状況に応じて柔軟な対応をしていきたいと考えております。以上です。

議長 柳田裕平 はい、松田君。

6番 松田真寿美 はい、分かりました。まず、全く放送しないとかではなくって、状況見て必要であればするという判断でよろしいですね。はい、情報伝達については、各行政区でも、だいぶ温度差があるようです。

先日、消防の組合議会で、男鹿に行った帰り、車の中だったんですけれども、しっかり聞き取れなかったんですが、4時頃、なんとか小学校付近にクマの目撃情報がありました、ご注意くださいのアナウンスがありました。

やはり耳にすると、気を付けようと思います。動いているからこそ、こっちに来るかもしれないとか注意すると思うので、情報伝達手段については、今後も適切な検討をお願いしたいと思います。

目撃情報の周知と注意喚起は、町民に対してもしっかりと行っていく体制を取って、安心して過ごせることを願います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長 柳田裕平 これにて6番 松田真寿美君の一般質問を終わります。

次に11番 小柳聡君の一般質問を行います。はい、小柳君。

11番 小柳 聡 11番の小柳でございます。

まずは先日の70周年記念スポーツ祭が好天の中、盛会裡に終えられたこと、町民の一人としても、大変うれしく思っております。

一方で、私自身の体は悲鳴を上げておりましたが、今やっとうまく心地よい筋肉痛に変わってきているところでございます。今回は、

1.「部活動の地域展開及び「南秋クラブ」(仮称)の未来図は」、といった内容で、表題で説明させていただきますが、これは、議員という立場よりも、どちらかというところ、保護者の知りたいといったところに、保護者の視点を強めた内容となっておりますことを、ご了解、ご了承いただきたいと思います。

昨年の12月議会でも地域移行の話題を出しましたが、2026年2月付けの南秋田郡教育長会様による「南秋クラブ(仮称)の設立に向けて」という資料を基に、中学校PTA総会の場で保護者向けに教育長から説明をいただきました。時間も限られていたこともあり、その場では駆け足の説明となったものと認識しております。私自身も保護者として参加しておりましたが、周りの保護者からも少なからず不安な声もいただきました。スポーツをする喜びを味わわせるために、学校の枠を超えた地域クラブをつくる準備を進めてまいりますと記載がございましたが、より多くの子ども達や保護者の方々が納得できるしっかりとした未来図が描かれているのか、そういったところを議論できればと考えています。

前提としてお伝えしておきたいのが、おそらくこの問題に関しては明確な正解というものはないと思っております。ましてや一つの自治体で完結できず3町1村での複数の自治体の協力が必要になることもあり、一般的な自治体よりも難関なケースになることは、この地区特有の課題でもあるものと認識しております。

資料からは設置されたクラブには南秋田郡全ての中学生の生徒が加入でき、中体連の大会には南秋クラブとして参加できると記載がありました。これについては一つの種目に対して南秋クラブが一つずつ出来ていくという認識を持っております。学校の部活を

続けたい場合は今まで通りになるという記載もございました。

質問に入る前に予め、お伝えしますが、この通告書を差し上げてから保護者向けの新たな案内を5月28日付けでいただいております。

その資料から、たぶんある程度、想定できるような質問もございますけれども、当時の状況においては、作った質問でございますので、そこはご了承いただきたいと思います。それでは質問に入ります。

○種目でそれぞれ部活動として残る学校と南秋クラブが分かれることは想定しているのか。お伺いしたいと思います。

議長 柳田裕平 はい、伊藤教育長。

教育長 伊藤暢 「南秋クラブ」に関する小柳議員のご質問にお答えする前に、予めお伝えしておきます。去る5月22日に南秋クラブ運営委員会が立ち上がったばかりであります。確定していない事柄が数多くある状況であるということでもあります。

4町村合同のクラブをつくることの合意はなされておりますが、規約の整備や予算の確保、4町村のスポーツ団体との調整、指導者の選定、コーディネーターの配置など、解決していくべき課題は山積しております。しかしながら、そういった課題を全て解決し、盤石の体制を整えてからクラブチームを立ち上げるとすれば、少なからず時間を要しますので、今現在中学校で部活動に所属している生徒が救われません。そこで、生徒がやりたい競技に取り組み、仲間と中体連の大会に出場できる環境をつくるのが最優先と考えて、このようなスタートとなっておりますので、どうかご承知おきを願います。

では、ご質問にお答えします。どの競技においても、単独で試合に出場できるだけの部員数が確保できている学校は、学校の部活動として単独で出場できます。それ以外の学校が、南秋クラブとして合同チームを組み、運営委員会に申請して承認された場合は、学校のチームと南秋クラブチームが一時期共存する状態になることも考えられます。

実際に今、野球で動きがあるのですが、もしかしたら、この後ですね、大湊中学校と、それ以外の八郎湊中学校、五城目第一中学校、井川義務教育学校の三つがチームを組み、南秋に二つの、一つのクラブチームと一つの部活動が存在する状況が、もしかしたら起こるかもしれません。

しかし、各競技団体に所属している児童生徒数から予測すれば、いずれは4町村で一つのクラブチームにならざるを得ない状況になると考えられます。以上です。

議長 柳田裕平 はい、小柳聡君。

11番 小柳 聡 どうもありがとうございました。ちょっと仮定の話で恐縮なんですけども、一つの学校の中で意見が分かれるということは、じゃあ想定していないという、まず今の答弁からはたぶん学校の、一つにまとまるところもあれば、まあ、そこはそこで、それ以外、人数が満たないところが、多分まとまるっていう発想だと思うんですけども、学校で南秋クラブに行きたい、いやいや、部活に残りたいといった、そういった意見が分かれるっていったところは想定はしているのかっていったところ、ちょっとお伺いします。

議長 柳田裕平 はい、教育長。

教育長 伊藤暢 現時点では、あくまでも学校単位でどのようにするかという考えでありますので、同じ学校の中で部活とクラブチームの生徒が両方いるという状況は考えておりません。

議長 柳田裕平 はい、小柳聡君。

11番 小柳 聡 はい、理解しました。それでは、続けてまいります。

子ども達の「やりたいスポーツが出来る」「みんなと練習が出来る」この言葉が見出しとして大きく使われておりました。しかしながら、これ2月の段階のものなんですけども、読み進めていくと部員が複数校にまたがる場合は、条件が整うまで平日は各学校で分散して練習し、全員で行うのは土日という内容で記載がございました。

私自身は、ここに一番もどかしさを感じておまして。仲間と共に練習を通した苦勞を乗り越えるという経験、これが週末だけの練習(試合)で積み上がっていくものでしょうか。

ここらへんの話は新たな資料からも読み取れる部分もあるんですけど、まず、質問としてお伺いします。

○週末の練習を一緒にすることでチームは一体感を持った経験を出来ると思うのか、っていうところ、お伺いします。

議長 柳田裕平 はい、伊藤教育長。

教育長 伊藤暢 ご指摘のとおり、週末だけ一緒に練習するのと、普段から同じ時間と経験を共有するのでは、チームとしての一体感や個々の所属感、チームワークに大きな差が生じることは自明の理であります。

しかし、今の段階で複数の学校に所属する生徒が毎日一か所に集まって練習することをクラブチーム設立の条件とした場合、解決すべき課題が数多く生じ、クラブチームの申請をするためのハードルがかなり高くなってしまいますので、迅速なクラブチームの立ち上げに結びつきません。

そこで、2月発行の通知分では、「当面、条件が整うまで、合同で練習する日を土日とする」という条件付きで記述しております。

議長 柳田裕平 はい、小柳聡君。

11番 小柳 聡 私自身、保護者としての立場ですけれども、この数年の期間で合同チームというものを経験しておりますが、人数が少ないと限られていた練習メニューしか出来ないんですけども、練習を同じ会場で行うことによって練習のバリエーションが広がること、チームの戦術理解、そして何より同じ経験を共にすることで負ける悔しさや勝利の歓喜を分かち合えること、これが青春と呼ぶに相応しい経験になると考えます。

○平日の練習に関しても、なるべく一緒に活動する前提で考えてほしい。というところ、同じ様な答弁なるかと思いますが、答弁お願いいたします。

議長 柳田裕平 はい、伊藤教育長。

教育長 伊藤暢 平日のクラブチームの活動を制限することは、南秋クラブ運営委員会の意図するところではありません。議員がおっしゃるとおり、平日も一緒に練習することが望ましい状態でありますので、その競技において条件が整えば、平日に練習も可能になるということであります。

議長 柳田裕平 はい、小柳聡君。

11番 小柳 聡 ここは多分、課題があると、おそらく移動の問題、それから、おそらく移動が伴うことによる時間的な問題、おそらくこういったところが出てくると思います。

そこで、おそらく、ちょっとここは要望的なところになっていくんですけども、おそらく、合同チームを今やっているチームに関しては、そこは多分、一緒に平日も練習したいといった意向があると思います。今、保護者の移動も自分達でやってるという現状もありますので、そこが保護者の理解があればもう、それでいいんじゃないかといったところが、まず一点。

で、拠点校に集まるまでの時間がネックになると思いますので、この練習時間の開始、開始時間、ここも柔軟に検討いただきたいと思うんですけど、そこについてのご見解をお伺いしたいと思います。

議長 柳田裕平 はい、伊藤教育長。

教育長 伊藤暢 まず、移動手段に関してであります。議員がおっしゃるように保護者間の共通理解、了承が得られていれば問題無く解決できるのではないかと思います。

また、時間に関しては、まだ、それこそ南秋クラブ運営委員会では、何時から何時までという規定を設けるという、そういうことは話合われておりません。

クラブチームで学校のチームではありませんので、まず、学校の練習時間帯に準ずるかたちにはあるかもしれませんが、厳密に何時から何時までという規定は設ける必要はないのではないかなと思っております。

議長 柳田裕平 はい、小柳聡君。

11番 小柳 聡 まず、なんとか分かりました。

南秋クラブの活動は、各町村の体育施設か状況によっては空いている学校施設を利用していくものと思います。前提として拠点校方式としての会場地区になった場合、その地区の生徒は移動の負担がなくなります。ですが、例えば会場の照明や電気代等は自治体の負担になると思います。逆の場合も同じことは言えるんですけども、どのような基準でその選定をしていくのか。ハード面の環境、競技の生徒数、指導者、一つの地域に偏らないようにバランスも考えていくのか。ここで伺いますけども、

○それぞれの種目の活動拠点に対する考え方というものが、もしあるようでしたら伺います。

議長 柳田裕平 はい、伊藤教育長。

教育長 伊藤暢 議員おっしゃる通り、活動拠点を選定するには様々な視点からバランスに配慮しなければならぬと思っております。その調整を図るのは、おそらく最終的には運営委員会の役割の一つになっていくのであろうと思っております。しかしながら、まだ現段階では、そのことについては話し合いがなされておられません。

ただ、いろいろなクラブチームが同時発生的に複数立ち上がる訳ではないと予想されますので、当面は、クラブの申請をする前に運営の主体となる保護者会、あるいは指導者で話し合いが行われ、その中で場所の選定をしていただき、そのことを学校や教育委員会に相談していただきたいと思います。そのような相談があった場合、学校や教育委員会は協力を惜しまないという確認はしております。

議長 柳田裕平 はい、小柳聡君。

11番 小柳 聡 はい、ありがとうございます。まず、協力は惜しまないといったところ、それぞれの種目に対して多分、後押しになると思いますので、よろしくお願いします。

外部指導者の有無も、そういった選考基準には勿論入っていた可能性もあると考えますけども。今年度予算においては外部指導者への報酬が改定となり少なからずの改善となったものと感じております。また教職員への兼職・兼業についても希望者に対しては現状の部活動においては認めていただけることになりました。この動きは歓迎すべき点であると思います。ここで質問いたします。

○南秋クラブにおいても教職員への兼業・兼職は柔軟に対応するのか、つていったところをお伺いします。

議長 柳田裕平 はい、伊藤教育長。

教育長 伊藤暢 南秋クラブとしての兼職・兼業については、別途要綱を定めて、それに沿って進めていくことになると思います。

ただ、本町では本町独自の兼職・兼業の要綱を作成し、それに沿って申請があった場合に認めているというかたちになります。

南秋クラブでも、学校の先生方が、今、部活動で力を発揮なさっている先生方が各学校に何人かいらっしゃいますので、その方々が是非という希望があれば認めていくかたちになっていくと思います。

議長 柳田裕平 はい、小柳聡君。

11番 小柳 聡 そこは是非、力強くお願い、進めていただきたいと思います。

外部指導者は競技によって人数のバラつきも大きいと思います。登録者がたくさんいるところもあれば、固定された人の指導で統一している種目もあると思います。

おそらく課題となるのは、それぞれの地域で現在活躍されている方が複数いて南秋クラブに一つにまとまってくる段階の時に、そのタイミングで生徒や保護者の希望もあるかもしれませんが、指導者の意向や実情も踏まえながら、それを決定していかなければいけないといったタイミングがくることです。今回の部活動指導員の報酬は2名までを対象としておりますけども、南秋クラブは、どのような体制で検討するのか。

○南秋クラブの指導体制、決定している基本方針等はあるか、つていったところをザックリでも構いませんがお伺いします。

議長 柳田裕平 はい、伊藤教育長。

教育長 伊藤暢 南秋クラブを認定するにあたって、「南秋クラブ活動認定要件確認書」、こういう紙ですけども、に同意することを条件の一つとしております。5月28日に配布した通知分のQRコードをスキャンすると、この認定要件確認書をご覧いただけますが、その一部を紹介いたします。

まず、活動の目的です。「競技性や成果のみを偏重することなく、生徒の主体的な活動により生涯にわたってスポーツに親しむために必要な資質能力を育てることを目指していること」としてしております。

活動に参加する生徒については、五城目、八郎潟町、井川町、大潟村に居住する生徒を対象とし、選抜等を行わず希望する生徒を受け入れていること」としてしております。

指導体制については、4項目設けております。

一つ、「暴力等の不適切行為の絶無等を誓約し、運営委員会が定める研修を受講すること」

一つ、「クラブ内に資格保持者をおくこと」この場合の資格保持者とは、日本スポーツ協会指導資格や教員免許状等の所有者となります。

一つ、「適切な安全管理を行うとともに、用具の点検など事故防止を徹底すること」

一つ、「指導者等と参加者は、スポーツ障害保険に加入していること」

以上の4項目です。

指導者の人数は定めておりませんが、会に代表者、会計、さらに監事ですね、皿監事を置くことや、会の活動計画や会計が総会で承認されていること、などを要件としております。

南秋クラブの活動は、学校の活動ではありませんが、大筋では現在の部活動のルールをベースにし、教育的配慮を重視する要件となっております。

議長 柳田裕平 はい、小柳聡君。

11番 小柳 聡 まずは今、二人って言ったのは、指導者が二人って言ったところ…二人って言ったのは運営協議会の…ちょっと私、聞き漏らしたので。

教育長 伊藤暢 指導者の人数は定めておりません。

議長 柳田裕平 はい、小柳聡君。

11番 小柳 聡 はい、まあ、できれば、コーチの登録数というものを増やして、できれば今、町のほうではコーチのところは二人といったところですけども、ちょっと柔軟に考えていただけるようお願いしたいっていったところでございます。

続けてまいります。クラブ設立にあたっては各学校の部員・父母の会、各町村の競技団体なども話し合いを設けるとは思いますが、各自治体の競技団体については温度差があるのではないかと危惧しております。母体の運営協議会のようなものには外部のコーディネーター等を配置し進めていくと説明がございましたけども、運営協議会は現時点でどのような体制を構築していく考えを持っているのか。

○運営協議会には、どのような人を選出していくのか。といったところも併せてお伺いしたいと思います。

議長 柳田裕平 はい、伊藤教育長。

教育長 伊藤暢 現在作成している南秋クラブ運営委員会設置要綱では、構成メンバーを次のように定めております。まず、構成町村教育委員会教育長、そして、構成町村立中学校長及び義務教育学校長、地域部活動コーディネーターの三者であります。また、会議に出席し、意見を述べるができる参与として、構成町村スポーツ協会長、構成町村立中学校・義務教育学校のPTA会長としております。

議長 柳田裕平 はい、小柳聡君。

11番 小柳 聡 では、地域部活コーディネーターっていうのは何人、想定は一人ですか。

教育長 伊藤暢 はい。

11番 小柳 聡 今例えば、今回の6月補正で、地方スポーツ振興費補助金といったもので、おそらく

指導謝礼とか、そういった現状のところになっていくと思うんですけども、その費用を、例えば、南秋クラブのほうに運営協議会のほうに充てていくという発想はあるのか、ちょっとお伺いします。

議長 柳田裕平 はい、伊藤教育長。

教育長 伊藤暢 予算に関しては話し合いしておりませんが。実はですね、モデルにした長野県の事例を見ますと、構成している町村がそれぞれ応分の補助、助成金を出して、その助成金で運営委員会全体を運営するという、そういうシステムでありました。
ただ、この南秋4町村がどうなるかは、そこを参考にはしますが、これからの話し合いによるということになります。

議長 柳田裕平 はい、小柳聡君。

11番 小柳 聡 その運営協議会の中で、ちょっと検討していただきたいことがございます。
それは、南秋クラブで活動する競技で、特に団体チームとなるものに関しては、今後、ユニフォームをどうするのかといった問題が出て来る、発生してくると思います。
長期的な見通しが立つならば、ユニフォームをまず作るという話になってくると思いますし、その際には、急にユニフォーム購入を余儀なくされる世代っていうのはやっぱり、その一つの世代になってくるわけです。
そういったところに対して負担が押し付けられないように、ユニフォーム補助みたいなことを検討して欲しいと思いますけども、そこに関していかがでしょうか。

議長 柳田裕平 はい、伊藤教育長。

教育長 伊藤暢 炉辺では、そういう話題が出ておりますので、いずれそういったものに対する補助も考えていくことになると思います。

議長 柳田裕平 はい、小柳聡君。

11番 小柳 聡 是非、そこはちょっと議題に出していただいて進めていただきたいと思います。
一例としてお知らせしますが、私の息子がやってるバスケットボールの競技では総体出場後にクラブへの移籍というものが現在可能であります。
しかし、私の息子の世代になると、今の現中学1年生世代ですけども。3年生になる時に部活動かクラブでの活動をする、このどちらかを選択しなくてはいけなくなります。現状は総体で、もうすぐ中総体がありますけども、現状は総体で完全燃焼して高校受験へ向けしっかり勉強を頑張る人、一方で競技を継続して高校での競技継続に向けてクラブ選手権のような大会を目標に頑張るというプラスアルファのような選択をする選択肢も存在します。
ただ、前述したように現在の中学校1年生の世代からは、そのタイミングでどちらかを選択をしなければならず、クラブでの活動を選択する場合は、現状の部活動での活動を遅くても2年生の終わりのタイミングで離れるという決断をしなければなりません。それは総体まであと3か月といったところの決断になります。
これは既に本当に難しい選択になっており、秋田市の方では「後で部活動のチームに迷惑をかけたくない」という理由から、今から部活動に入らずクラブでの活動のみを選択する生徒も増えてきているのが現状です。ただ、そういった選択をするのは、私の息子が練習生として通っているクラブでは学年が上がる毎にトライアウトを受けて合格しなければならず、部活をやめてクラブに行きたくても入れる保証がないといったところも想定されます。今後たぶん、そういったところには救済措置が出てくる可能性もございますけど。
いずれにせよ、南秋クラブの位置付けは部活動の延長線上にあり、部活動の「中総体」を目指すこととなると思います。3年生にとって中総体以降の活動は可能と考えるのか。
○南秋クラブは中総体（中体連）以外の大会参加を想定しているか、といったところも併せてお伺いしたいと重います。

議長 柳田裕平 はい、伊藤教育長。

教育長 伊藤暢 はい、お答えします。自主運営のクラブチームですので、出場する大会の制限は設け

ておりません。

議長 柳田裕平 はい、小柳聡君。

11番 小柳 聡 それはまず仮の話で大変恐縮です。3年生が中総体終わりました。その後の大会に関しても、柔軟に認めるというかまず、縛りはないといった認識でよろしいでしょうか。改めて確認します。

議長 柳田裕平 はい、伊藤教育長。

教育長 伊藤暢 そう捉えていただいて結構です。

議長 柳田裕平 はい、小柳聡君。

11番 小柳 聡 現在進行形で、クラブか部活動かを選ぶ時代になりつつあるのが今、今だだと思います。私自身は部活動の良さをよく分かっていますし、選手がクラブ活動に流れ始めている現状も理解をできるものではありません。

南秋クラブが競技者にとっても成長が出来る場になって欲しいと願っています。

南秋クラブとしては、部活側の立ち位置で周りのクラブ活動と天秤にかけて選ばれていくものと考えますが、「学校単位で活動が難しいから地域でまとまって解決していこう」という今の流れから「クラブ活動に流れる人数が増えて地域でもまとまった人数が確保できない」といった事態にならないように各競技においても魅力ある「南秋クラブ」の形を示してほしいと思います。そこで最後に、まとめとして、

○南秋クラブが生徒にとって魅力のある受け皿となるために意識すること、等ありましたら、豊富それも含めてお伺いしたいと思います。

議長 柳田裕平 はい、伊藤教育長。

教育長 伊藤暢 南秋クラブについて、公になった事柄や運営委員会で話し合われた内容についてはお答えできるのですが、それ以外のことについては、全て私の私見となってしまいます。したがって、南秋クラブの方針等とは、また気を別にするものになりますが、私見でよろしければ…はい。

今、クラブに所属している生徒が安心して安全に続けたい競技を続けられることが一番大事だと思います。そして、仲間と共に同じ活動をして満足感・充実感を得る、そういったことが大事にされるべきだなと思っております。

そして、競技力の向上だけではなく、やはり人間的な成長も是非図られるような、そういったクラブチームであって欲しいと願っております。

欲を言うのであれば、生徒、保護者、指導者にとっても、過度な負担にならず、共通の目標を持って継続していける、そして、生涯スポーツの基盤となるような、そういったクラブチームができれば理想的だなと思います。私見です。以上。

議長 柳田裕平 はい、小柳聡君。

11番 小柳 聡 小学生から中学生までというのは、一番多感な時期になると思いますので、是非、そういった、子どもの成長、児童から生徒に変わって、そういった世代の一番揺れ動く世代でもあると思いますので、是非そういった人間性の成長も合わせて成長を促すようなものになって欲しいと考えておりますので、そこも改めてお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 柳田裕平 これにて11番 小柳聡君の一般質問を終わります。
次に3番 村井智君の一般質問を行います。はい、村井君。

3番 村井 智 3番 村井 智です。よろしくお願いします。
この度は、通告書にあります通り、3点について質問させていただきます。
1.交付金の目的と効果について
今回は、農業機械等支援事業交付金、これをメインにお伺いしたいと思っております。
ちょうど6月、去年の6月議会で私が一般質問に立った時、畠山前町長が、この機械

購入についての交付金を来年度支給したいということをお話しになりました。

農業については、昨年の3月の初めての議会の時も、お話ししたんですが、ウチの町特有の問題があると。構造の問題がある。雨水関係、排水関係は、農業設備、農業関連土地改良区で、ほとんどが行われている、こういった構造である。そして、何度も申し上げておりますが、米価が上がると税収が150%、今年度は昨年度に比較して200%の税収見込みというふうになっております。

これが、この町の農業が基幹産業であるっていうことの大きな意味でもあります。

さて、この度、4月24日付けで、農地所有者各位ということで産業課より、この…農業機械等支援事業の冊子が配られております。

さて、これについて伺います。この交付金の目的を教えてください。お願いいたします。

議長 柳田裕平 はい、小野副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 村井議員のご質問にお答えいたします。

農業機械等支援事業交付金ですが、本町に住所を有する認定農業者または認定新規就農者に対し、稲作に関する農業機械等の購入費の一部を助成することにより農業経営の継続、農地の集約化の推進、農業機械等購入の際の金銭的な負担軽減を図ることを目的としております。以上です。

議長 柳田裕平 はい、村井智君。

3番 村井 智 はい、ありがとうございます。副町長のほうから、この目的について稲作に関する云々というふうに教えていただきました。

議員の、議員職にもお伝えしておきますが、ここの交付対象者の要件が当然ございます。今、副町長からご説明あった通り、八郎潟町の住人であることは勿論です。そして、認定農業者、もしくは新規認定農業者っていうところもあります。

この5点目のところに、申請者の経営面積を交付の次年度から5年間で50a以上拡大することということもあります。これは、私が推測するに現状よりも営農規模拡大していこうという意欲のある人だというふうに考えております。

また当然、交付後5年以上の営農を続けること、ということになっておりますが、私の先程の解釈が正しいのかどうか教えていただきますでしょうか。

議長 柳田裕平 はい、相澤産業課長。

産業課長 相澤重則 その解釈で、いいと思います。

議長 柳田裕平 はい、村井智君。

3番 村井 智 はい、ありがとうございます。細かいところ言うつもりは無いんですが、何故この問題を質問してるかについて、産業振興の時点であるっていうふうに捉えております。

いわゆる、この交付金は、どういうかたちで配られて、そしてそれが、どう町の産業振興になっていくのか、そのストーリーがちょっと見えないです。

今のところであれば、非常にこう、まあ多分そうであって欲しいというストーリーを申し上げますと、新たな新規認定農業者の方、もしくは、規模拡大を計画し向かっている方々、そこに、この交付金が入って、そして、負担が軽減されて規模拡大なり新規就農ができるっていうことになるというふうに、それが巡り巡って当町の農業振興に寄与するものだというふうに考えてるんですが、それでよろしいでしょうか。

議長 柳田裕平 はい、小野副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 はい、おっしゃるとおりでございます。

議長 柳田裕平 はい、村井智君。

3番 村井 智 これは、かなり頑張って考えて、そうだっていうふうに、そういう方向に考えてるん

です。

何故かと言いますと、交付金額は購入金額の2分の1、上限が50万です。

6条のコンバイン、新車で買うと今、2,000万以上します。

その中で50万っていうのは、こーれはちょっと厳しいのかなと。

そして、当初予算は、これは500万です。10人くらいですか。

この交付金は、私は効果が無いとは言いませんが、いわゆる産業振興のところについ
れのレバレッジとしては、んー、心許ないっていうふうに考えております。

例えば今一番、今年もあつた例なんですけど、播種、いわゆる種播きの時期に過ぎてか
ら今年、営農できなくなったっていう方が、僕が知る限り3名いらっしゃいます。

もう既に、その方は種を購入してるんですが、体の具合が悪くなって出来なくなった
と。もしくは、規模を縮小してしまったっていう方がいます。

それが時期的な問題もあつて全部カバーされなかったのは残念ですが、致し方ないところ
かなあというふうにも思っております。

その場合、もし、もうちょっと早くても、じゃあ出来たかというところ出来なかった可能性
があります。何故か、育苗用のビニールハウスが既に去年から当町でも不足しており
まして、現在、育苗用ハウスを建てるといって、まあ、普通の三間のハウスで300万
以上、今は、もっと高くなってるはずですよ。

当町は、この通り面積も小さく、なかなか大規模なビニールハウス用地を一箇所に集
中してというのは非常に困難です。

また、今、農業を辞めてしまった方の所に、じゃあすぐ行って、っていうかたちも、
先程申し上げた通り、用地が点在することによる作業効率の悪さから、それは非常に難
しいもんだと思います。

産業振興で農業をするっていうことであれば、そこを見るべきではなかったのかなと。
まあ、これが何もならないものだっていうふうには思いません。ましてや、今年度初め
で新規でできたものであると。ですから、今後もっと、この当町の農業振興に向けて、
これプラスもっと、今一番困ってるところに、どう手当するかというところをレベルアッ
プしていただきたいっていう趣旨で、私は、ここに立っております。

今、申し上げた通り、今年、まあ、去年からそうなんですけど、ビニール、育苗用のビ
ニールハウスが足りなくて規模拡大ができないっていうのは、私のところにも規模拡大、
まあ、いわゆる、頼みたいっていうところも、おっしゃっていただいたんですが、もう
既にビニールハウスが一杯であるっていうことでお断りしております。

こういったところをニーズを把握してらっしゃるのかどうか、いかがでしょうか。お
伺いしたいと思います。

議長 柳田裕平 はい、相澤産業課長。

産業課長 相澤重則 ビニールハウス、いろいろな、風で壊れたりもしてるんですけども、それについて
は、お話しは伺ったことがあります。

なお、今回の要綱につきましては、農作業施設、ビニールハウス等も対象となつてご
ざいます。以上です。

議長 柳田裕平 はい、村井智君。

3番 村井 智 はい、ありがとうございます。

まあ、把握してらっしゃるところで、んで、これは、この後の2番目の認定農
業者の関係にも係ることなんですけど、私の希望って言いましようか、この町の将来のた
めには、農業機器、これプラスの合わせ技っていうのが必要だと考えてます。

既に国は、いわゆる、直播きっていうところの…これは農林省で、それについての補
助金の交付とか、そういったところをもう既に今年度予算で入っております。

まあ、我々のところに来るのは、これが要綱がしっかり出来て、そして全国のところ
を見ながら、どう取り入れるかっていうふうなことになろうかと思うんですが。

先程、お答えいただいた通り、ビニールハウスのところ、これも確かにこの交付要件
は入ってますが、もう一步踏み込んだかたち、例えばですが、この2番の、この次の認
定農業者協会とも絡む話なんですけど、乾田直播きの作業機、これは比較的、コンバイン
から比べれば半額の、全部揃えて1,200万〜300万くらい、そのくらいで済みます。

で、一つここで指摘しておきたいのは、ここ5年間で当町で、法人が設立したところ
の一番多い法人の業種は農業です。今、後継者不足とか、そういったところもあります

が、農業生産法人が、だいたい当町の面積を負担していただいているって言いましょうか、手掛けていただいております。

おそらく、去年の一般質問でもお話ししましたが、お答えいただきましたが、平均年齢がもう70歳の農業者ですんで、そういったところでないと、なかなかこれから負担していただく、いわゆる農業を担っていただくところは難しいのかな、実際に、そういったところ現状だと思います。

例えば、それを踏まえて、まあ、これは一つの提言なんですけど、認定農業者協会には、そういった法人の方々も入っていただいております。そもそも、認定農業者は、ある一定規模の農地を耕作する方々の集まりです。

国の施策のことも申し上げました。それから、去年から今年にかけて作付けのところで断つてるところ等の要件が一番多いのはビニールハウスの用地不足だということも申し上げました。

例えば、ここの認定農業者のところで、それこそNPOでもいいです。そういったところを立ち上げていただき、そして、町がそういった乾田直播き、まあ、湿田直播きでもいいです。そういったところの貸与する、町が買って貸与して、まあ、減価償却あったら、その分で買っていただくっていうことにして、そして、今後おそらくは、ビニールハウス問題で、なかなかもう出来ないよっていうところを、そっちの部分で担っていただく。当然今まで通り、出来る人はやってもらう。もしくは、依頼して、ここはやってくださいよっていうかたちにする。そういうかたちの交付金の使い方があるんじゃないかと。

実は、こっちのほうが、今の農家の方々のニーズには非常にマッチしてるっていうふうに考えてます。少なくとも、もう5年もすると、今、10町歩以上やってる方々は、どんどん引退されます。その場合、まだ残念ながら、それを補うような後継者は出て来ておりません。

可能性があるのは、農業生産法人です。これは、一番の交付金の目的、いわゆる農業振興のっていうところの一連のお話ですが、そういった案について副町長いかがでしょうか。ご感想で結構でございます。お答えいただければと思います。

議長 柳田裕平 はい、小野副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 村井議員おっしゃられるように農業の後継者というのが非常に今後厳しいものがあるとは思っております。

今回の農業機械等支援事業交付金につきましては、まずは出発点だと思っております。

国のほうも…何でしたっけ、農地利用効率化等支援事業、まあ、8年度限定かどうかちょっと分かりませんが、来年度そういう農業のための施策補助金を打ち出しております。

そういったものを今後、活用しながら町の方でも積極的にPRしながら農業で、この町の基幹産業支えてくれるところの筋道を立てていただける人、そういうふうなことを考えてくれる人が出てくれたらいいなあとは感じております。

農業ビニールハウスの問題も、実は、建てる場所が無い、規模拡大しても苗を作らないと出来ない、といったところは聞いておりますので、今後、次の質問とも関連してるところ、認定農業者の皆様にも一人一人どういった考え、現状で、どういう考えなのか、今後どうしたいのか、それを若い人達が出てくれるような、そういう話し合いは、どんどんこれから、していかなければならないのかなというふうに感じております。以上です。

議長 柳田裕平 はい、村井智君。

3番 村井 智 はい、副町長、ありがとうございます。

昨年は農業振興について、こういったところが、無かったところが今年度はあったというのは大きな前進だと思います。

また、今、副町長がおっしゃっていただいたように、一歩だっというふうに、おっしゃっていただきました。これは、非常に大きい答弁だったというふうに考えております。

今後、私も、議会も、そういったところに協力していかなきゃいけないなっていうふうに考えてました。ありがとうございます。

さて、2点目の質問に移ります。

2.認定農業者連絡協議会について

この協議会の現状を町は、どう認識しているのか、お答えください。

議長 柳田裕平 はい、小野副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 ご質問にお答えいたします。八郎潟町認定農業者連絡協議会は、本町認定農業者の農業経営の安定及び本町農業の発展・向上に資するために、会員の自主性・主体性を基本に相互の連絡・協調並びに情報交換を図り、相互研鑽を通して、自立できる農業経営を目指すことを目的とする組織であります。しかしながら、会員の高齢化や後継者不足に伴う会員の減少とともに組織活動が縮小傾向にあることが課題となっております。以上です。

議長 柳田裕平 はい、村井智君。

3番 村井 智 ありがとうございます。全く以てその通りでございます。

昨年度の総会、私も認定農業者のほう、10年位属しておりましたが、それこそ総会に出席したのは、この3月ですか2月でしたっけ、本当に久々に出席してビックリしてしまいました。その総会の席で、どういうことが話し合われたかっていうと、会長経験者が、もう、この認定農業者協会、解散したらどうかと。今ある残金のところ、配分したら一人頭いくらになるんだという話もありまして、非常にビックリしました。

今のお話の中でもチラッとありましたが、今後如何に活用するかのところにも、質問に答えていただいております。いわゆる、親睦をととか、それから、いろいろ中心になっていただくっていうのもあります。

私は一つ、この認定農業者の、町がどういうふうに、町の事業、そして、町の産業について活用していくかっていうビジョンが、なかなか見えてこない、そういったところが一つ問題があるのかなというふうに考えております。

今、副町長がおっしゃっていただいた通り、この認定農業者会、連絡協議会っていうのは、ある一定の、いわゆる、んー、マスコミとか世間で言う農業者のプロの集団になっております。

規定を申せば、確か4ヘクタール以上の耕地があり、もしくは、無くても、いずれ、4ヘクタール以上を耕作するっていうところの農家、もしくは、農業生産法人の方々の…で構成された機関です。

前々から、勿体ないなあと思ってたのは、いわゆる、この認定農業者協会、認定農業者連絡協議会を構成する方々は、今言ったように、農地の現状、そして農業の現状を一番当たり前ですけども、認識してる方々です。

勿体ないなあというふうに申し上げたのは、この認定農業者協会連絡協議会の会長の職務に当たる人を何故、農業委員会に任命しないのかっていうことです。

いわゆる農地の集約の問題、いわゆる集約出来てなくて一番困ってるのは、認定農業者の方々です。そして、町もありました。

2年前、3年前ですか、農地を集約するための会議を設け、そして、私も呼ばれましたけども、現状、農地がどうなってるかっていうところ、ここは誰のものだっていうことを集約して、残念ながら、その段階で止まってしまってるようなんですけども、そういうところが、認定農業者の方々は一番良く分かってます。大概、隣の田んぼ誰がやってるかっていうのは、みんな分かりますんで。

そういったかたちで認定農業者のほうの一番分かっている現場の人、そして、一番困っているであろう現場の人間を今後、私は一例として農業委員っていうことを申し上げました。そして、もう一例として、先程、農業振興のためのパイロット事業やってもらうっていうことであれば、そういった余裕のあるところ、いわゆる、認定農業者の法人の方々に町が機械を購入し、そして貸与し、そして、それを希望者に募って、そして、直播きをしてもらうとかっていうところ。

そういったかたちで認定農業者の方々に協力願うっていうところを、そういうふうにもやらないと、会長経験者であっても解散してしまうなんて話が出てくるってのは非常に勿体ない話だと思っております。

そこいらへん、今後どういうふうに、この認定農業者を活用していくのか、もし、お考えがあれば教えていただきたいと思います。

議長 柳田裕平 はい、小野副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 はい、ご質問にお答えいたします。

協議会は本町の農業を担う認定農業者で構成されていることから、農地の集積・集約や新規就農者支援など、本町農業の発展に向けた役割を期待しております。今後、協議会の主体的な取り組みを尊重しつつ、地域農業の持続的発展に向け、研修会や情報提供の充実、農業の中核的組織として協議会との連携をより一層密にし、地域農業の効率化と持続的発展に向けて支援してまいります。以上です。

議長 柳田裕平 はい、村井智君。

3番 村井 智 はい、ありがとうございます。

ここに私、あのうまあ、いわゆる、ここの認定農業者の会っていうところに今、質問集中してるのは、もうちょっとバックグラウンドがあるっていうふうに考えていただきたいんです。

農業は、ウチの町の基幹産業です。それこそ先程言いました通り、町の構造上、無くてはならないものです。

ただ、これは、一番の問題のあれなんです、交付金、そして、今ある組織を、どういうふうに活用していくかっていうのは、それこそ、ウチの町の産業振興の要になるんです。

さて、ウチの町は、農業だけが産業じゃありません。それこそ、いろいろな案があって、そして、外部から会社を呼び込む、もしくは、内部に来てもらって起業していくっていう、そういったところも、これからあって欲しいなと思ってます。

産業振興の今の農業に対するところは、これは、今後ノウハウとなって残ります。

いわゆる、こういった事業来た場合に、どうするのか、そして現場の声を、どう引っ張り上げるのか。

こういったところをノウハウを作るためにも、いわゆるウチの町は機械の購入に交付金やってるから農業振興やってるよっていうようなスタンスではなくて、このせっき、交付金をやるのであれば、どういうストーリーで、いわゆる産業振興になり、結果として、それが税収としてくるっていうような、そういったところ、これを残念ながらウチの町では、これが農業では初めてです。

他のところでも、なかなかウチの産業のところで、めばしいって言いましょうか、目立ったところはない、であれば、これをですね、どういうふうな税収まで引っ張るかっていうようなストーリーをしっかりとプランニング、いわゆる、シナリオですね、シナリオ作ってやるっていう、そういった成功例があれば今後、他のところにも持って行けるっていうところで、敢えて恐縮ですが、こういったところを今、聞いてるところでございました。

今、副町長から一番の問題では、これが端首であるっていう表現をされました。二番目については、もっとこう連絡を密にして、そして運営を活性化してもらいたいっていうお話もいただきました。

これを、その通り何とか頑張っていたきたいと思います。

次は3点目、3.上水道事業について、お伺いしたいと思います。

年間並びに隔年のメンテナンスについて教えてください。

議長 柳田裕平 はい、小野副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 ご質問にお答えいたします。浄水場施設の保守点検として、浄水場保守点検管理や、高度処理施設保守点検管理などの5業務について、毎年度管理委託しております。

また、隔年実施として、オゾン発生装置の点検管理業務を実施しており、令和8年度予算ベースとして約1,610万円となっております。

点検業務では、浄水作業過程の基幹設備の点検管理を行っており、必要に応じて消耗部品の交換も実施しております。設備の修繕・交換は報告書を基に、次年度予算へ反映させ、施設の効果的な運用を図っております。

議長 柳田裕平 はい、村井智君。

3番 村井 智 はい、ありがとうございました。

私の知識が間違っているかもしれないので確認なんです、高度処理施設並びにオゾ

ン処理施設、これは、ある一定の年数で交換しなきゃいけないものだというふうに認識してるんですが、いかがでしょうか。

議長 柳田裕平 はい、加藤課長。

建設水道課長 加藤恒貴 議員おっしゃられますように、ある程度の設備更新というのは必要でございます。

高度処理ということで、17年、現在経過してございますが、オゾン処理施設に至っては、まず20年、と言われておりますが、当町のほうでも点検により故障といいますか、オゾンの漏洩等、出始めてきておりますので近々、更新に向かっていかなければならないと思って考えております。

議長 柳田裕平 はい、村井智君。

3番 村井 智 はい、ありがとうございます。

20年のところで、もう既に17年。もし…ザックリでいいですが、そのオゾンのところの並行管っていうのは確か億単位掛かるっていうふうに前、聞いたことあるんですが、いかなるものでしょうか。金額として。

議長 柳田裕平 はい、加藤課長。

建設水道課長 加藤恒貴 はい、お答えいたします。令和6年度の概算見積もりでは、オゾン処理設備接触槽の設備交換に、約4億円という概算金が示されております。

議長 柳田裕平 はい、村井智君。

3番 村井 智 はい、ありがとうございます。

議員の諸君も聞かれたと思いますが、4億です。

今、前に私、一般質問で畠山町長から答弁いただいた時に、どういう質問があったかっというのを思い出しながらお話ししているんですが、昭和40年代、八郎潟町が7,000人の人口の時に、地下水で、地下水の供給が足りなくて、そして、それを踏まえた上で現在の浄水場の処理施設に移行しております。

またその後、アオコの発生という当時、想定してなかった事態があり、各家々に、いわゆるアオコのアオコ臭という非常に強烈な臭いの水道が…水が供給されてしまった。

それが元で高度処理施設を、オゾンの処理施設っていうのを、まあ、それが前提か、ちょっと私、その期間、在中してませんでしたので、記憶が曖昧なところがありますが、そういったところもあって、この高度処理処理、オゾンっていうのが導入されたっていうふうに聞いております。もし、間違ってたら、後で訂正お願いします。

現在、その時から八郎潟町は、いわゆる全県の中でもトップクラスの水道料金が高い町になっております。

畠山前町長は、これ以上、上げるなっていうような固い意思を持ってらっしゃったというふうにそくうんしております。

それで、以前の一般質問でも、地下水の現状についてお伺いしましたが、もう既に、それについては調べてなかったというところで、あったというふうに記憶しております。

ただ、その時に、私、申し上げたのは、湖東病院のところは、浄水場も、浄水も入ってるんだが、これは直接設備課の方に伺いましたので、ほとんどの湖東病院の水は地下水で賄ってると。そして、その地下水水槽を洗浄する時にだけ町の浄水を使ってるっていうお話を聞きました。

いまだにあれです。ええとー、旧水道の、あの、地下水道の水源地の水脈のところの井戸をお持ちの方は、いまだに、その井戸を飲料水には使ってませんけども、農業用水とか、いろいろな生活用水で使ってらっしゃいます。

前の一般質問でも申し上げましたが、今の浄水施設と地下水を併用するハイブリット型っていうことにすれば、近く想定される4億円のプラスは、私は避けられると思っております。

因みに、湖東病院の隣の「もりやま」というJAの養護施設ですか、そこは年間、フィルターの交換が5千円で、これは十数年前の話ですんで、もう既に高いと思うんですけども、とは言っても、当時、年間5千円のフィルター交換だけで、いわゆる保健所の認定も受けて使用してるっていうところもあります。

40年代は、地下水で賄ってた町です。その当時の人口は7,000人です。今、5,000人を切っております。

そういったところも、議員諸君には認識していただきたいと思います。

すいません、ちょっと逸れてしまいました。

質問に戻ります。給水管の更新状況と今後の計画について教えてください。

議長 柳田裕平 はい、小野副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 本町の配水管は、浦大町・真坂地区への送水管及び各地域への配水管と合わせて、3.5kmが布設されております。老朽管更新と耐震化のため、平成28年度に着手しました、浦大町地区水道管路緊急改善事業において3.5kmの送水管及び配水管が布設替えを終えております。昨年度より中嶋地区水道管路緊急改善事業に着手し、令和10年度まで3.5kmの配水管更新を目標として実施する予定でございます。更に、令和11年度からは、川崎地区・羽立地区・31区の3地区5.4kmを更新する計画として、順次、老朽管の更新計画を立てていく予定としております。

議長 柳田裕平 はい、村井智君。

3番 村井 智 はい、ありがとうございます。順次、厳しい財政の中、着々と進んでいるんだなあっていうところで、多少安心しております。

なにせ、これは、どうしても、お金の掛かる、しかも、時間の掛かる事業でございます。何卒これを国の制度も含め、県の支援もいただきながら適宜、そして、なるべく早く進めていただくようお願いしたいと思います。

では、3点目の質問に入ります。

簡易水道について、今後活用する計画はあるのか、お伺いします。

議長 柳田裕平 はい、小野副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 お答えいたします。今後の人口減少などの環境変化を踏まえ、地域によっては、従来の集約型給水方式ではなく、分散型の給水方式による、給水区域の再編も考えられますが、現時点では、水道事業の予算に限りがあることから、当面の間は既存設備を活用する方針として、老朽管更新に力を入れていくこととしております。このことから、給水方式の変更に伴う、簡易水道事業への変更は検討してございません。

議長 柳田裕平 はい、村井智君。

3番 村井 智 はい、承りました。厚生労働省では、いわゆる分散型の水源のもの、それも検討し始めております。既に制度的なところの設定も、すいません、勉強不足で、ここでご披露すべきところではないんですが。

今、副町長おっしゃったように、先程申し上げました地下水の時に7,000人の町民です。今、4,000人、5,000人切っております。

そして、一箇所が無くなるわけではなくて、当然ながら、いわゆる薄一く、人口密度が薄～くなってる状況です。

どういうことになるかという、要は、このコンパクトシティーって言われてる八郎潟町でも、いわゆる、ポツポツと家があって、そこに管はあるんだけどもっていう、幸いにして、ウチの町はちゃんと管が普及しておりますので、幸いにしてですが。

ところが、人口密度が薄くなるっていうことは、もう既に出ておりますけども、一人暮らし、先の3月の一般質問でも出ましたけども、独居率が、もう3割超えてる。

そういう状況で、ドンドン人がいなくなると給水のところの、いわゆる密度も薄くなっていく。

ところが、給水管の更新にお金が掛かる、そして、先程お答えいただきましたように、高度処理施設、オゾン、こういったところもやりますと、人口密度が減ってる。

結果的にどうなるかという、今まで、今で、5,000人で負担してるところが、4,000人になり、計画を見ますと3,000人になった時に、その人数で水道料金、水道を維持していかなきゃいけない、そういう事態は、もうそこまで、私が言う以前に、皆さんがお分かりになってらっしゃると思います。

何故、3点目に簡易水道について活用する計画があるのかっていうところを入れたっていうのは、いわゆる一人の水道維持していくための町民一人についての負担金が、否応なしに、これから積み上がっていきます。いわゆる全県の中でも、上から数えて何番目、もしくはトップっていう時期もありましたけども。

その水道料金、水道っていうのは、住民にとって当然ながら、無くてならないもので、これが無いっていうことは生存に関わります。そして、この値段が高いっていうことは、これも生存に関わります。

ですので、今は、副町長まだ検討してらっしゃらないっていうふうにお答えいただきましたが、今後、この水道に掛かるメンテナンス費用、そして人口の減少、否応なく、これは、一人当たりの設備のところに、ドンドンドンドン積み上がっていきます。

そして、もう一点、是非、これ着目していただきたいのは、東日本大震災の時の停電の時の水、あれが止まりました。湖東病院は、問題無く営業しておったそうです。

地下水の場合、非常に有利なのは、ウチの町の浄水は、電気を大量に使って水を作ります。湖東病院は、どうしてるかっていうと、ポンプで吸い上げて、そして、当然、濾過、それから、必要な薬物を入れてやっております。

地下水が何が良いかっていうと、そこにあるのを簡易のポンプで吸い上げて、基準に満たされない場合は、生活用水として使う事が出来る。

前に、予算の中で、現在、ウチの上水道のところに、重油の備蓄っていう項目がありました。軽油ですね、軽油。軽油の備蓄っていうのがありました。

あれは何の為っていうと、お答えいただきましたのが、電気が来ない場合に発電機を設置して、その、それを動かす為の燃料だっていうふうにおっしゃっていましたが、発電機は、リースで、いわゆる、どっかの業者さんと引っ張って来ないといけない。

もし、道路、幸いにして、先般の東日本の時には、道路は、ウチの町の周辺では幹線道路は大丈夫でしたが、震源地が日本海側、もしくは、当町に近い場合には、道路が破損された場合、幹線道路が破損された場合、そういったものを運搬するのは非常に困難になってくると思います。

畠山町長は、東北電力は3日で復旧するっていうふうな答弁をされました。そういうふうにおっしゃってたっていうそうです。この3日っていうのは、まあ、東北電力としては、そういう計画であるっていうふうにおっしゃったと思うんですが、私は、ホントかな？と思ってます。

ウチの町は電気が来ないと水が供給できない町です。ですので、簡易水道、実はこれ、真坂辺りでは使用してる家屋が、記憶に間違いなければ、課長の答弁では6名、6世帯ですか。ただ、それだけっていうことではないっていうふうにお伺いしたんですけども、利用してる例はあります。

これを、出来れば念頭に置かれて、そして、今後来るであろう上水道の整備に令和6年の見積もりで4億っていう金額。

住民が、これから少なくなっていくって、その負担が、今、5,000人、4,000人、5,000人弱のところは3,000人なって、ドンドンドンドン一人当たりの負担が高くなるっていう前提での時に、今後やはり簡易水道、そして、国の指導である水源を何カ所かに置くっていうところ、そういったところ念頭に置かれて、これから計画を練っていただきたいと思います。まあ、これは答弁は結構でございます。

一応、そういった観点で、今回、質問したっていうことを、ご認識していただければと思います。

最後は、意見になってしまいましたが、これで、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長 柳田裕平

これにて3番 村井智君の一般質問を終わります。

それではここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

(午前11時54分)

(休憩)

(再開)

(午後1時30分)

議長 柳田裕平

それでは、午前中に引き続き再開いたします。

次に、10番 小柳鉄秀君の一般質問を行います。はい、10番 小柳鉄秀君。

10番 小柳鉄秀

議席番号10番 小柳鉄秀でございます。7日に行われた町民スポーツ祭は、三年ぶりに開催されました。70周年記念事業で午前中の競技ではありましたが、多くの皆さま

んが参加され、とても楽しい時間となりました。関係者の皆様には、感謝をしていきたいと思っております。

今後も、記念事業等が行われると思いますが、町民は期待していると思いますので、職員の皆さんは引き続き気を引き締めて頑張ってくださいと思います。

それでは、通告書の通り、質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

1. マイナンバーカード「マイナ保険証」について

健康保険証は、2024年12月2日以降、マイナンバーカード「マイナ保険証」を基本とする仕組みへ移行し、従来の紙やカードの保険証は新規発行・再交付が終了しました。

町の国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している人で、マイナ保険証を所有していない方には「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」（有効期限：令和7年8月1日～令和8年7月31日）が交付されています。

また、政府が3月19日発表、3月20日付けの新聞報道によると、有効期限が切れた従来の健康保険証でも保険診療を受けられる暫定措置の期限を7月末に延長する。これまでは3月末までとしていましたが、健康保険証の機能を登録したマイナンバーカード「マイナ保険証」の浸透が遅れ、医療機関に従来の保険証のみを持参する人がいるため、期限切れに伴う患者や医療現場での混乱を回避するため延長するとありました。

暫定措置として延長されましたが、7月31日で有効期限が切れます。

上野厚生労働大臣は、8月以降の更なる延長は考えていないと述べております。

このことから、マイナンバーカード・マイナ保険証関係について質問をさせていただきます。

(1) マイナンバーカードの保有枚数が2025年12月には1億枚を突破し、全人口の8割を超えたと新聞報道がありました。

本町におけるマイナンバーカードの保有者数について伺います。

議長 柳田裕平 はい、小野副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 小柳議員のご質問にお答えいたします。

5月1日現在、本町では人口5,040人のうち、マイナンバーカードの保有者数（有効枚数）は4,313枚であり83.5%となっております。

議長 柳田裕平 はい、小柳鉄秀君。

10番 小柳鉄秀 ありがとうございます。83.5%ということは、結構、高い数字だなというふうに思っております。

高齢者からは、カードを無くしたり、暗証番号を忘れたら、どうしたらいいのかという心配があります。少なからず心配している方がいるということも聞いております。

マイナンバーカードを保有していない高齢者は、何人おりますか。伺います。

議長 柳田裕平 はい、加藤課長。

住民生活課長 加藤宏 質問にお答えします。年齢別の保有してない方については、ちょっと、この場では回答できません。以上です。

議長 柳田裕平 はい、小柳鉄秀君。

10番 小柳鉄秀 回答ができないってことは、分からないってことですね。要するに。

議長 柳田裕平 はい、加藤課長。

住民生活課長 加藤宏 はい、こちらでその数値は準備しておりません。

議長 柳田裕平 はい、小柳鉄秀君。

10番 小柳鉄秀 数値は準備してないってことですが、計算すれば出てくることでしょうか。今、出て来なければ、後でお知らせをしていただければと思いますが。

議長 柳田裕平 はい、加藤住民生活課長。

住民生活課長 加藤宏 はい、後で、下の事務所のほうで調べた上で回答いたします。

議長 柳田裕平 はい、小柳鉄秀君。

10番 小柳鉄秀 よろしくお願ひします。それから、単純なことかもしれませんが、ちょっと分からないので教えてください。

ゼロ歳の方もマイナンバーカード、全員登録するってことですが、ゼロ歳の方のマイナンバーカードは作成している方、これについても、おそらく調べれば出てくると思いますが、そのへんは、ゼロ歳の方もやっぱり登録ってことで、よろしいですか。

議長 柳田裕平 はい、加藤住民生活課長。

住民生活課長 加藤宏 マイナンバーカード、いわゆる個人番号の数字という12桁の数字は、生まれた方、生きている方全員に付与される番号でございますので、番号は存在します。

議長 柳田裕平 はい、小柳鉄秀君。

10番 小柳鉄秀 (2) マイナンバーカード取得後、本人の希望等により廃止されたカードが2025年7月末時点で93万枚あるそうです。本町の場合はあるのか。伺います。

議長 柳田裕平 はい、小野副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 はい、ご質問にお答えいたします。マイナンバーカードの取得後に本人の希望により廃止した事例は2件となっております。

議長 柳田裕平 はい、小柳鉄秀君。

10番 小柳鉄秀 はい、ありがとうございます。この廃止された2件ってことですけれども、何故廃止するのかということですが、カードの運用に対する不安や、利用する機会が無いという理由に自ら返納、廃止を選ぶというケースがあると思います。

また、海外へ移住する際に、マイナンバーは失効するためカードを返納、廃止する人があるということも聞いておりますが、この二方については、どんな理由で廃止しているか、2件あるのかも、そのへん分かっていたら教えていただきたいと思います。

議長 柳田裕平 はい、加藤住民生活課長。

住民生活課長 加藤宏 質問にお答えします。この返納した2件については、事情については、あくまでも一身上、個人の事情ということで、ご了解ください。以上です。

議長 柳田裕平 はい、小柳鉄秀君。

10番 小柳鉄秀 分かりました。ありがとうございます。

(3) マイナ保険証も保有者の約9割が利用登録しているとありました。

本町のマイナ保険証の利用登録者数は現在何人いるのか。

また、国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している人で、利用登録者数は現在何人いるのか伺います。

議長 柳田裕平 はい、小野副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 ご質問にお答えいたします。マイナ保険証登録は、必ずしも町の窓口で登録するものではなく、マイナポータルというアプリ、医療機関の窓口でも登録できます。このことから、本町のマイナ保険証の登録者数については、社会保険加入者等が各自でマイナポ

タル、医療機関窓口での登録をしたかどうかは町では把握することができておりません。
また、国民健康保険のマイナ保険証の利用者は、令和7年の一斉更新時に被保険者1,070名のうち833名がマイナ保険証、237名が資格確認証となっております。
後期高齢者医療保険では、令和7年一斉更新時に被保険者が1,368人ですが、後期高齢者医療の場合、被保険者全員に資格確認証が送られており、マイナ保険証のみの方、資格確認証のみの方の区別が難しく、お答えはできませんが、今後、後期高齢者医療広域連合で分別ができるようなシステムを検討しているとのことであります。

議長 柳田裕平 はい、小柳鉄秀君。

10番 小柳鉄秀 ありがとうございます。今、登録者数については今、ご説明に、答弁にあった通り、分かりましたけども、医療現場でのトラブルが絶えない等、自主返納する方もいるそうですが、これまでにマイナ保険証の利用登録の解除申請は町のほうにあったのか、そこ、お伺いします。

議長 柳田裕平 はい、加藤住民生活課長。

住民生活課長 加藤宏 本日現在、マイナ保険証を辞めるといった方は、窓口には来ておりません。

議長 柳田裕平 はい、小柳鉄秀君。

10番 小柳鉄秀 はい、ありがとうございます。いないということで分かりました。
(4) マイナ保険証の利用率の現状はどうなっているのか。お伺いしたいと思います。
国保・後期に分かれていれば、それもお知らせ願いたいと思います。

議長 柳田裕平 はい、小野副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 マイナ保険証の利用率ですが、国民健康保険では77.8%でございます。後期高齢者医療保険については、先程も申し上げましたが、被保険者全員に資格確認証が送付されているため、現在のところ把握できておりません。

議長 柳田裕平 はい、小柳鉄秀君。

10番 小柳鉄秀 利用率については、77.8%と、このほうで、高い数値になっていると思いますが、残りの100%までいかない22.2%位いますけども、この人達は、そうすれば、確認証を利用して行っているってことで、よろしいでしょうか。

議長 柳田裕平 はい、加藤住民生活課長。

住民生活課長 加藤宏 はい、質問にお答えします。その通りでございます。

議長 柳田裕平 はい、小柳鉄秀君。

10番 小柳鉄秀 はい、分かりました。ありがとうございます。
(5) 国民健康保険・後期高齢者医療制度において、マイナ保険証に利用登録していない方へは「資格確認書」を交付していると思います。何人に交付されているか。伺いたしたいと思います。

議長 柳田裕平 はい、小野副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 お答えいたします。登録されていない方への資格確認証の送付ですが、国民健康保険で237名、後期高齢者医療保険については利用の有無に拘わらず被保険者全員に送付されております。

議長 柳田裕平 小柳鉄秀君。

10番 小柳鉄秀 はい、ありがとうございました。逆にですね、マイナ保険証に利用登録していても、資格確認証の交付申請は、これまであったのか、何件あったのか、をお伺いします。

議長 柳田裕平 はい、加藤住民生活課長。

住民生活課長 加藤宏 質問にお答えします。マイナ保険証に登録されてる方は、資格確認の通知がいきます。

登録…マイナ保険証に登録されてる方には、通知の下の方に保険証の確認のお知らせといったものが記載されて送られていきます。それ以外の方、利用されてない方には、資格確認証というものが送られています。

議長 柳田裕平 はい、小柳鉄秀君。

10番 小柳鉄秀 ええと、もう一度確認しますが、資格確認証というのは、これ求めている方に交付するのか、それとも、全員に行くのか、そこもう一度確認したいと思います。

議長 柳田裕平 はい、加藤住民生活課長。

住民生活課長 加藤宏 質問にお答えします。マイナ保険証を使ってる方は、お知らせの、このA4のお知らせのここに、資格の確認出来る通知は書かれております。

あと、マイナ保険証を使ってない方には、資格確認証が送られていきます。

これは、希望の有無ではなくて、使ってるか使っていないかによって振り分けられています。

議長 柳田裕平 はい、小柳鉄秀君。

10番 小柳鉄秀 今、資格確認証の交付申請はっていうようなことで今、お聞きしてます。この後、また出てくるんですけど、その時にまたちょっと確認はしたいと思いますが。

今、何故聞いたかという、(6)番のほうの国民健康保険料を滞納した世帯への「短期被保険者証」・「資格証」は廃止されていると聞いておりますけれども、そのところでいろいろと、それがあれば使える、それもちょうと確認したいんですけども。

議長 柳田裕平 はい、加藤住民生活課長。

住民生活課長 加藤宏 質問にお答えします。次の質問の回答とちょっと被るかと思いますが、あくまでも、こちらのほうで、今まで言う旧資格証、いわゆる10割負担の保険証ですね、こちらのほうでは窓口のほうに、窓口において…5番の質問の回答、6番の質問に被りますが、納税年数が無い方は10割負担となる手続きを窓口の端末において行いまして、マイナ保険証の人であっても、滞納してる方であれば、10割負担のマイナ保険証というふうになります。

議長 柳田裕平 はい、小柳鉄秀君。

10番 小柳鉄秀 ちょっと質問の仕方がマズかったなと思ってますけども。

先程、短期証と資格証は廃止と聞いておりますが、段階的なペナルティはあるのかっていうようなことで今ありましたけども、資格証の確認が交付されるっていうことで、その脇には、そうすれば特別療養という文言が入るのか、そのへんはどうでしょうか。

議長 柳田裕平 暫時、休憩します。

(休憩)

(再開)

議長 柳田裕平 はい、再開します。加藤住民生活課長。

住民生活課長 加藤宏 はい、従来の10割負担の資格証になる方、マイナ保険証であっても、その資格確認証を、マイナ保険証じゃない方が資格確認証を医療機関に持って行っても、こちらの端末のほうで、この方は10割負担の方であるという操作をしますので、医療機関では10割か3割かは区別できます。

議長 柳田裕平 はい、小柳鉄秀君。

10番 小柳鉄秀 ええ、分かりました。そうすれば、今、この後質問しようかなと思ってたことなんですけども、マイナ保険証を持っている方で病院に資格証該当になる…資格証じゃなくて、ペナルティの関係で10割負担とかなる場合に、それを利用すれば10割負担しなくてもできるっていうような、いろいろなことがと思って私、今質問してるんですけども。それはちゃんと明記されているので、病院と薬剤の方では、そこで判断できるということで、もう一度確認したいと思います。よろしいですか。

議長 柳田裕平 はい、加藤住民生活課長。

住民生活課長 加藤宏 議員のおっしゃる通りでございます

議長 柳田裕平 はい、小柳鉄秀君。

10番 小柳鉄秀 ありがとうございます。
(7) 国民健康保険・後期高齢者医療制者制度の場合、前年度の所得により窓口負担の割合が区分されていると思いますけれども、マイナンバーカードに保険証機能を紐付けていても、カードの表面には負担割合が記載されていないので、自分が何割負担なのかが分からないということだと思いますけど、負担割合は毎年度変わることがあります。国保も後期も同じだと思いますけれども、この自分の負担割合がどこに書かれているのか。お伺いします。

議長 柳田裕平 はい、小野副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 はい、お答えいたします。マイナンバーカードに健康保険証を紐付けしても負担区分はカードには記載されておりません。マイナンバーカードは「健康保険証」ではなく、あくまでも健康保険証を紐付けできるものであり、マイナンバーカードそのものに負担割合等は記載されておりません。負担割合については「マイナポータル」というアプリにて確認ができます。
また、受診した場合、医療機関の領収書にも負担割合は記載されております。

議長 柳田裕平 はい、小柳鉄秀君。

10番 小柳鉄秀 国民健康保険に入っている、70歳を迎える方については、高齢受給者証が交付されるとは思いますけども、そちらのほうには、そうすれば掲載されているのでしょうか。

議長 柳田裕平 はい、加藤住民生活課長。

住民生活課長 加藤宏 質問にお答えします。マイナ保険証に紐付けていけば、高齢受給者証であれ負担割合であれ、全てマイナ保険証で確認できます。
医療機関に出すことで、医療機関の自己負担の割合等を計算された上での請求になります。以上です。

議長 柳田裕平 はい、小柳鉄秀君。

10番 小柳鉄秀 ありがとうございます。そうすれば、マイナ保険証を出していれば、中のほうで全部それが掲載されるということで、よろしいですか。

議長 柳田裕平 はい、加藤住民生活課長。

住民生活課長 加藤宏 はい、マイナ保険証に紐付けている以上、70歳になった暁の高齢受給者証、又は、限度額証等も全て、紐付けされておりますので、紙の物を別に持って行くっていうことは特に必要ないです。
また、先程言いましたけども、資格確認のお知らせ、文書の右の下のほうに書いてあるやつですけども、万が一、マイナ保険証を医療機関の機器において読み込めなかった

場合等に備えてのお知らせでございます。と言うことを申し添えます。

議長 柳田裕平 はい、小柳鉄秀君。

10番 小柳鉄秀 マイナ保険証、要するにマイナポータルの方を利用して入力していれば、高齢受給者証も、そちらの関係全て登録できるということで、よろしいでしょうか。

議長 柳田裕平 はい、加藤住民生活課長。

住民生活課長 加藤宏 質問にお答えします。登録できるということではなくて、マイナ保険証に登録すれば限度額証の、今まで紙の場合は限度額証は保険証以外の例えば、提出する場合に、限度額証を町の方に交付にきたという手続きが必要でしたが、マイナ保険証にすれば、もうその時点で限度額証も全て紐付けされております。以上です。

議長 柳田裕平 はい、小柳鉄秀君。

10番 小柳鉄秀 ありがとうございます。要するに、限度額関係も全て登録しているということで、よろしいですね。
もう一つだけ、高齢受給者証は発行するんですか。これも紐付けされているのですか。

議長 柳田裕平 はい、加藤住民生活課長。

住民生活課長 加藤宏 マイナ保険証には、全て、今まで紙の物で紙出しで配った物はマイナ保険証登録した物には全て紐付けてされております。

議長 柳田裕平 はい、小柳鉄秀君。

10番 小柳鉄秀 はい、分かりました。マイナ保険証のほうには全て関係するものが、登録されているということで、分かりました。

それで、職員の皆さんには、これからは、これからもトラブルなく保険診療が受けられるよう、効率的な運営のためにも、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

2. リチウムイオン電池について

リチウムイオン電池は1991年（平成3年）に実用化されスマートフォンやパソコン、電動アシスト自転車、電動工具、更には加熱式たばこ、電子機器など、幅広い製品に使用されています。リチウムイオン電池を使った製品が他のごみと混ぜて捨てられ、処理する段階で事故が増えています。充電して繰り返し使えるリチウムイオン電池は、劣化すると内部に可燃性のガスがたまり、この状態で強い衝撃が加えられた場合には発火の危険性が高くなります。

リチウム蓄電池は、破損・変形により、発熱・発火する危険性が高く、それ以外の廃棄物に混入したりリチウム電池が出火の原因となった事例が多数報告されています。

また、強い圧力や衝撃が加わると発熱・発火の恐れがあります。全国のごみ焼却施設やごみ収集車の火災事故が相次いでいる状況にあります。

リチウムイオン電池に起因する火災は近年急増しており、2023年には廃棄物処理施設や収集車で全国約8,500件以上もの火災が発生しております。家庭内などの製品火災も過去最多を更新しているそうです。

環境省からは昨年4月15日付けで「市町村におけるリチウムイオン蓄電池等の適正処理に関する方針と対策について」の通知が発出されています。

それを受けて、今年の5月の広報でリチウムイオン電池の回収を開始しますと掲載されていました。八郎潟町でのリチウムイオン電池（ニカド電池、ニッケル水素電池）及びそれらの電池を使用した製品の適正処理についてお話しをお聞きしたいと思います。

（1）町では令和8年4月から対応すると聞いていましたけれども、発出されてから1年以上ということで、私としては遅いという思いでいますが、何故すぐ対応できなかったのか。お伺いします。

議長 柳田裕平 はい、小野副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 ご質問にお答えいたします。リチウムイオン電池の回収については、令和7年11月末の八郎湖周辺清掃事務組合の主管課長会議で今後の対応について男鹿市から話が出たものであります。

その時点では、他市町村も現状保留しており、対応は未定でありました。令和8年1月まで八郎湖周辺清掃事務組合で受入れ体制はできてなかったことと、組合の市町村でのゴミは全て八郎湖周辺清掃事務組合に搬出している中、リチウムイオン電池のみ各市町村で回収するのは現実的ではないとのことでした。

これを受けて本町では令和8年度当初予算編成の時期ということもあり、当初予算に計上し、令和8年度から回収をすることとしました。

議長 柳田裕平 はい、小柳鉄秀君。

10番 小柳鉄秀 分かりました。男鹿市、南秋地区ごみ処理施設の関係で、対応を一緒にするというところで進めてきたということで、お話をお伺いしたので分かりました。

いずれ、事故等が起きてからでは遅いので、通知や指示が来た場合には、速やかに町民へ周知してくださることを、お願いをしたいと思います。

(2) リチウムイオン電池が原因とみられる火災件数で、総務省消防庁が全国の消防機関から集計した結果、2024年には約980件、2025年には上半期ですけれども、上半期だけで約550件と大幅に増えております。また、ごみ収集車やごみ処理施設で、混ざっていたリチウムイオン電池が原因とみられる火災や発煙も急増していて、2023年度には約8,500件以上です。

町の収集車は、八郎湖周辺清掃事務組合において過去に火災等が発生したことがあるのか。お伺いします。

議長 柳田裕平 はい、小野副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 お答えいたします。リチウムイオン電池が原因と特定されるものではありませんが、本町のごみ収集車の車両火災、これ5月に1件発生しております。八郎湖周辺清掃事務組合においては令和7年度に、断定できておりませんが、リチウムイオン電池が原因と思われる火災、これは1件発生しております。

議長 柳田裕平 はい、小柳鉄秀君。

10番 小柳鉄秀 どちらも町の収集車、それから八郎湖周辺清掃事務組合、1件ということですが、その時の対応として、事務組合と町と相談とかしたものでしょうか。

議長 柳田裕平 はい、加藤住民生活課長。

住民生活課長 加藤宏 質問にお答えします。まず、町での発生、5月の発生については、特に相談はしておりません。

搬出する前の町内で収集中の火災でございましたので、その点については組合とは相談しておりません。

7年度に、リチウムイオンと思われる原因が、原因と思われる火災が1件発生しておりますと、組合のほうから聞いておりましたが、対応についての協議はしてないと思っております。以上です。

議長 柳田裕平 はい、小柳鉄秀君。

10番 小柳鉄秀 事務組合とは話し合いはしていないってことで再度、お伺いします。それ、よろしいですか。ええ、ありがとうございます。

(3) リチウムイオン電池を町で回収するとありましたが、回収後の処理の仕方は。また、家電量販店では回収するのか。そのへんお伺いします。

議長 柳田裕平 はい、小野副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 ご質問にお答えいたします。リチウムイオン電池の回収方法については、住民生活課

窓口を持参していただき、一時的に町のクリーンセンターに担当が搬出して回収缶で保管、その後、八郎湖周辺清掃事務組合で業者委託により処分しております。

なお、家電量販店でも無料回収はしますが、膨張したものについては回収できないため、町での回収となります。

なお、今回の国の通知につきましては、全国のたくさんの火災事故受けまして、国が各ごみ収集処理する自治体に対して適正な一般廃棄物、これを処理してくださいとの通知でありまして、今回、町のほうでリチウムイオンを住民から窓口で預かって保管するっていうのは、これ、拠点回収ということになります。今までは、一般廃棄物で無造作に捨てられていた物で、回収すると危険だということで、敢えて適正な缶を準備しまして、それで処理するといった拠点回収となっております。以上です。

議長 柳田裕平 はい、小柳鉄秀君。

10番 小柳鉄秀 家電量販店でも回収するということで…そうすれば、回収の仕方については町と同じようなかたちで回収するものでしょうか。

議長 柳田裕平 はい、加藤住民生活課長。

住民生活課長 加藤宏 質問にお答えします。膨張してない、膨らんでない電池については、回収方法は町と同じと認識しております。

議長 柳田裕平 はい、小柳鉄秀君。

10番 小柳鉄秀 そうすれば、膨張していない物については、町の窓口のほうへ、量販店についても、その現場の量販店のお店のほうに持って行けば回収してくれるということで、よろしいですね。

議長 柳田裕平 はい、加藤住民生活課長。

住民生活課長 加藤宏 家電量販店では、膨張してない物、原形を留めた物のみの回収になります。あと、膨張して破裂寸前になった膨らんだ物については、町での回収となります。

議長 柳田裕平 はい、小柳鉄秀君。

10番 小柳鉄秀 すいません、今、膨張した物は回収しないんですよね。今、膨張した物を町で回収するというのは、言いませんでしたでしょうか。

議長 柳田裕平 はい、加藤…

住民生活課長 加藤宏 失礼しました。家電量販店では、膨張してない物のみ。町では、膨張の有無に拘わらず回収します。以上です。

議長 柳田裕平 はい、小柳鉄秀君。

10番 小柳鉄秀 ええ、再度、確認します。量販店では、膨張していない物のみの回収、で、町は、膨張した物と膨張してない物、要するに二つがあるけども、それを回収するということで、よろしいですか。

議長 柳田裕平 はい、加藤生活住民課長。

住民生活課長 加藤宏 はい、その通りでございます。

議長 柳田裕平 はい、小柳鉄秀君。

10番 小柳鉄秀 ええ、分かりました。ありがとうございます。
(4) 利用者が適正な廃棄方法の情報に触れる機会が少なく、住民への周知の仕方が、広報のほうですけども、ちょっと省略し過ぎではなかったかなと、私は思っております。
回収する品目は、主にモバイルバッテリーや小型充電池等でありました。

火災事故等の主な原因品目である物は何か周知する必要があると思います。
その品目は何でしょうか。お伺いします。

議長 柳田裕平 はい、小野副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 ご質問にお答えいたします。町で回収したリチウムイオン電池の廃棄方法について、広報で周知をしておりますが、これはゴミ分別一覧表に記載のない「リチウムイオン電池の回収」について掲載したものでございます。

ゴミ回収の火災事故等の原因品目項目については、主にスプレー缶やライターのガス抜きをしないまま出した場合など、原因はいろいろ考えられますが、それを防止するためにもゴミ分別一覧表の注意書きに分別方法を記載してございます。

議長 柳田裕平 はい、小柳鉄秀君。

10番 小柳鉄秀 分かりました。ありがとうございます。

(5) 各家庭に配布されている八郎潟町ごみ処理一覧表は、私の家にあったものでいくと、平成26年9月作成で、12年が経過しております。

新しい分別に関する一覧表の作成は考えていないのか。お伺いします。

議長 柳田裕平 はい、小野副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 はい、ご質問にお答えいたします。令和3年4月1日、町の広報に折り込みで、新しいゴミ一覧表のほう折り込みで配布してございます。ゴミの収集曜日や分別方法に変更はありません。したがって、新たに作成することは考えておりません。

なお、リチウムイオン電池等の処理については、広報でお知らせをしている拠点回収ということでございますので、どうぞよろしくご理解ください。

議長 柳田裕平 はい、小柳鉄秀君。

10番 小柳鉄秀 分かりました。分かりましたけども、令和3年に、そのゴミ処理一覧表が配布されているっていうのは确实…確かでしょうか。

私の家には、26年の9月というのが印刷されてたので、新しく配布されているとすれば、それを利用していたと思いますが、それ、もう一回、ちょっと確認したいと思います。

議長 柳田裕平 はい、小野副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 はい、確かでございます。町のホームページのほうに入っていただきますと、令和3年のものが掲載されております。以上です。

議長 柳田裕平 はい、小柳鉄秀君。

10番 小柳鉄秀 分かりました。ありがとうございます。いずれ、事故防止の啓発も考えていくと、先程12年が経過したと言いますが、令和3年に配布しておりますけども、年々、ゴミの関係も、いろいろと変わってくると思いますので、その都度、事故が起きる前にゴミの分別等、これからまた合併してゴミ処理があると思いますので、そちらのほうを念頭に置きながら再度、発行をしていただきたいと思います。

最後になりますけども、昨年の1月ですけれども、韓国において飛行機内へモバイルバッテリーの持ち込みによる火災が発生しております。旅客機機内での使用禁止等、新しいルールも適用されております。大災害になる前に、周知徹底を図りながら、町のほうも万全を期していただくことを強く求めまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

議長 柳田裕平 これにて10番 小柳鉄秀君の一般質問を終わります。
次に5番 伊藤章君の一般質問を行います。はい、5番 伊藤章君。

5 番 伊藤 章

本日の一般質問の5番目になりました。座席番号5番の伊藤章です。

はじめに、令和8年度は、八郎潟町の新たな指針となる第7次八郎潟町総合計画がスタートされました。また、大きな節目の年度でもあります。また同時に、町政施行70周年を迎え、歴史を振り返ると共に新たな未来への一步を踏み出す重要な年でもあります。

このような状況の中、先月の19日に、前畠山町長が自動失職したことにより、今年、今月の28日に町長選挙で選出された新しい町長に対しては、どのような町づくりと政策を展開していくのかが、大いに期待したいと思っております。

では、通告に従いまして質問いたします。

はじめに、1.「民生・児童委員の現状と人材確保について」ですが、

民生委員制度は、平成29年度に100周年を迎えた歴史と伝統のある全国的な制度ですが、民生委員は民生委員法で設置が定められ、住民の中から選出された非常勤の地方公務員であり、任期は3年で厚生労働大臣から委嘱されています。また、すべての民生委員は児童委員も兼ねております。

民生・児童委員の役割は、地域住民に寄り添って、高齢者、障がい者及び生活困窮者等の生活上の不安や困りごとの相談に応じて、行政機関や専門機関、福祉サービス等のつなぎ役を担っている無報酬のボランティアとも言えます。

また、民生・児童委員には守秘義務があり、個人情報上の秘密は堅く守られる一方、生活支援が必要な方への訪問などの見守り活動等、孤立死の発見、虐待や住民とのトラブルの対応などで、民生・児童委員は精神的な重圧を抱えながら活動しております。

このように、住民の生活上の困りごとや心配ごとの相談に応じ、必要な支援を受けられるよう、行政機関等への「つなぎ役」としての役割を担っている民生・児童委員の活動は年々複雑化を増しております。

一方、民生・児童委員の欠員が生じて、担い手不足の深刻化が進んでおり、その背景には民生・児童委員の高齢化や重責を担っている点、定年延長による働くシニア層の増加などが一因と言われております。

民生・児童委員の定数は、市町村の規模と住民の人数によって都道府県が配置基準の枠内で決定しますが、本県も例に漏れず定数に達していない状況であります。

昨年12月の一斉改選では、県内の定数3,400人に対し3,130人が改選されましたが充足率は92%となっております。

県の民生・児童委員協議会によると、定数を満たしていない地域では委員が複数の地区をカバーしている状況から、複数地区を担当する民生・児童委員一人当たりの負担が増えるばかりでなく、困っている人に必要な支援が届かなくなる事態が心配されています。

今後、見守りが必要な高齢者世帯が増えている中で、地域のつながりが希薄化していることもあり、民生・児童委員の役割は一層の重みを増していると認識しなければなりません。

私自身も民生・児童委員を経験しておりますが、私が辞任後、数人の適任者に打診しましたが残念ながら現在も担当地区は欠員になっております。心情的に非常に心苦しく申し訳なく今も思っております。

今までは、適任者の情報を収集して個別に就任依頼する個人手法でしたが、今後は人材確保のため、町は町内会や社会福祉協議会等と連携して適任者を育成する仕組み作りに向け早期に実施することが極めて重要と感じております。

ここで、民生・児童委員の現状と人材確保について伺います。

1点目は、本町条例定数に対し、欠員数、現委員数、担当地区数、平均年齢及び平均経験年数等です。

2点目は、現在、欠員地区での活動方法や問題点、課題点等がありましたら教えてください。

3点目は、人材員確保のため、効果的な取り組み等の検討をしているのか、教えてください。

2. 空き家の状況と利活用について

全国において、使用目的のない空き家が増加しており、特に地方においては人口減少などの問題に関連し社会的課題となっております。

空き家を放置しておけば、景観悪化、老朽化による崩壊の危険、異臭や不法投棄等の

悪影響、また、空き家火災として今年1月12日の夕方に本町夜叉袋で1棟が全焼しました。このように地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす可能性があります。

令和5年度の統計によると、本県の空き家数は69,600軒、空き家率は15.8%で全国23位に位置しており全国平均13.8%と比較して高くなっております。本県の空き家の特徴として豪雪地帯の農村部において都市部に転出した親族が実家を取り壊さず放置しているケースが増加しております。

こうした背景のもと、令和5年12月に「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」が施行され、市町村は放置している空き家を「特定空家」に指定する権限の強化が図られ、所有者に対して指導や改善命令を発することができました。

また、市町村は空き家が適切に管理されてないことにより、そのまま放置すれば「特定空家」になる恐れがある空き家を「管理不全空家等」として同様の措置が講じられることになりました。

さらに、所有者が改善、指導の勧告を無視したことにより、周辺住民に対し危険が迫り未然に防ぐための措置として、最終手段ですが強制的に解体等を実施してその費用は空き家の所有者に対して請求することになっております。

今後も空き家は増加することが予想されておりますが、例えば町と民間企業が協力し互いの強みを生かし、空き家を地域活性化拠点の資源として、コミュニケーションの場やレンタルスペースに活用するなど、また、観光客の滞在時間の長期化が図れる簡易宿泊施設への改築や福祉・任意団体等への貸し出しも考えられます。

よって、官民連携による空き家の利活用に向け、町は前向きに取り組むをすることが肝要と思っております。

そこで、本町の空き家の実態について、状況と利活用について伺います。

1点目は、空き家の調査方法及び空き家の軒数

(相続や入院など何らかの理由で長期不在となっている空き家を含む)

2点目は、空き家の軒数のうち「特定空家」及び「管理不全空家等」の軒数

3点目は、強制的に解体した軒数と費用請求状況及び強制執行できなかった理由等

4点目は、空き家バンクの状況と新たな利活用の施策などを検討しているのか
お聞きします。以上です。

議長 柳田裕平 はい、小野副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 伊藤議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、民生児童委員の現状と人材確保についての一点目でございます。町の民生児童委員の定数は、「秋田県民生委員の定数を定める条例」で定めており、20名となっております。現在の委員数は19名で、担当地区数は18となっております。令和8年4月1日現在、平均年齢が69歳、平均経験年数が7年6ヵ月となっております。

二点目ですが、現在、26区担当の民生委員が欠員となっており、他の担当地区2人の民生委員が担当しております。民生児童委員は、地域の相談役として、高齢者見守りや子育て、生活困窮者などの相談を受け、行政や専門機関につなぐ役割があり、欠員地区においては、一人暮らし高齢者や虐待などの早期発見が遅れる、相談先が分からず困りごとが表面化しにくい、制度やサービスの情報が届きにくいなどのリスクが高まります。担い手の確保について、仕事等の理由により時間的余裕がない人が多く、適任者を探しにくい状況にあることから、仕事を持ちつつ活動が行える環境づくりが課題であると考えます。

三点目ですが、今後の人材確保については、民生児童委員の役割や活動内容について、町広報、ホームページを通じて周知啓発に努めてまいります。

また、候補者の発掘にあたっては、町内会、町社会福祉協議会など、多様な関係者から幅広く推薦をいただけるよう、関係機関との連携を強化してまいります。

大きな質問の二つ目、空き家の状況と利活用について、お答えいたします。

一つ目でございます。空き家の調査方法及び空き家の軒数につきましては、直近では令和5年、各町内会長に長期不在となっている空き家を含めた調査を依頼し、同年8月末現在で296軒の空き家が報告されております。

二つ目ですが、空き家軒数のうち、特定空き家及び管理不全空き家等の軒数については、本町では「空き家等対策計画」が未策定であり、空き家件数のうち、「特定空き家」「管理不全空き家」については、把握できておりません。

三つ目ですが、強制的に解体した軒数と費用の請求状況ですが、強制っていっても、所有者の同意は得ている行政代執行、これは、現在まで1件実施しております。費用は149万1千円でした。解体費用の請求後、本人から定期的に滞りなく返還されております。また、強制執行しなければならない空き家を、できなかったというものはありません。

四つ目、空き家バンクの状況については、本町の空き家バンク制度は令和元年4月に施行し、これまで9軒の契約が成立しております。今年度は1軒の売買が成立し、現在、登録物件が無い状況であることから、空き家の新たな利活用を図るためには、まずは空き家バンクの登録物件数を増やす必要があります。登録に至らない理由としては、制度自体の認知不足だけでなく、相続未登記や家財整理など多様な要因が考えられることから、今後空き家バンクの登録促進に向けた支援方法等を研究してまいります。

また、新たな利活用の施策については、「空き家等対策計画」の策定を見据え、整合性を図りながら検討を進める必要があると考えております。以上でございます。

議長 柳田裕平 はい、伊藤章君。

5番 伊藤 章 今、答弁をいただきましたけども、二つを合わせますけども、特に、空き家の実態調査が急務だと思いますけども。先程、町内会のほうへお願いして調査をしているということと、それから、もう一つは、民生児童委員の活動で、毎年担当地区の65歳以上の世帯調査を実施しております。その中でも空き家の発見とか、その状況が把握できると思いますので、この各課の連携等ができれば、更なる空き家の実態調査が進むんじゃないかと思われます。

あと、もう一つは、この利活用については、先程、空き家バンクの状況も踏まえながら今後云々ってあるんですけども、地域活性化拠点の資源として、今ある空き家を、いち早く見付けるかということで、施策を講じていただきたいなと思っております。

それから、議長、事前通告にしませんか、ゴミ袋について質問してよろしいですか。議長、事前通告にしませんか、ゴミ袋について質問してよろしいですか。

議長 柳田裕平 暫時、休憩します。

(休憩)
(再開)

議長 柳田裕平 再開します。

伊藤議員に申し上げます。こういう状況になりましたので、ちょっとそのゴミ袋の件は、外していただきたいんですが、よろしいですか。

5番 伊藤 章 はい、分かりました。そういうことなら質問しませんけども。分かりました。じゃあ、私のほうからは、民生児童委員の人材確保と、空き家の実態について、以上で終わります。

議長 柳田裕平 これにて5番 伊藤章君の一般質問を終わります。
これより、各常任委員会を開いていただきます。
最終日12日は、午後3時より本会議を開きます。
それでは、これにて、会議は、これをもって散会いたします。
ご苦労様でした。

(午後2時31分)

令和8年八郎潟町議会6月定例議会 会議録

第4日目 令和8年6月12日（金）

（午後3時）

議長 柳田裕平 お疲れ様です。ただいまの出席議員は12名であります。
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会6月定例会は成立いたします。
これより、本日の会議を開きます。
答弁のため出席を求めた者、町長職務代理者 副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。
なお、日程第1に入る前に、加藤住民生活課長より、先日の小柳鉄秀議員からの一般質問に対して、後日回答する部分がありましたので、答弁をお願いします。
はい、加藤君。

住民生活課長 加藤宏 小柳議員の質問に、後日回答すると言った点について回答いたします。
先日の回答で、現在の八郎潟町のマイナンバーカードの所持者は4,313人と答えました。これは、地方公共団体情報システム機構による回答でありまして、町全体数の所持者の人数は把握できますが、年齢別の内訳は、こちらのほうでも把握してないということでございます。
現在、八郎潟町でマイナンバーカードを所持してない方が727名おります。65歳以上の人口割合は47.5%となっているため、単純計算ではありますが、340人前後と思われます。実際の数字は、不明ということでございます。以上です。

議長 柳田裕平 はい、小柳議員、鉄秀君、よろしいでしょうか。
はい、それでは日程第1、本会議で各常任委員会に付託された、承認第4号から議案第37号までの6議案、並びに陳情について、各常任委員長の報告を求めます。
はじめに、総務産業常任委員長、京極幸村君の報告を求めます。はい、2番 京極君。

総務産業常任委員長 京極幸村 （総務産業常任委員長報告 タブレットに掲載のとおり）

議長 柳田裕平 次に、教育民生常任委員長 伊藤章君の報告を求めます。はい、5番 伊藤君。

教育民生常任委員長 伊藤 章 （教育民生常任委員長報告 タブレットに掲載のとおり）

議長 柳田裕平 これより、各常任委員長報告に対する質疑を行います。
はじめに、総務産業常任委員長 京極幸村君に対する質疑を行います。
質疑ございませんか。
（質疑なしの声あり）

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。総務産業常任委員長 京極幸村君に対する質疑を終わります。
次に、教育民生常任委員長 伊藤章君に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
（質疑なしの声あり）

議長 柳田裕平 質疑がないようですので、教育民生常任委員長 伊藤章君に対する質疑を終わります。
これで、各常任委員長に対する質疑を終わります。
次に、各議案等に対する討論並びに採決を行います。
日程第2、承認第4号「令和8年度八郎潟町一般会計補正予算（第1号）の専決処分
の承認を求めることについて」、討論を行います。討論ありませんか。
（討論なしの声あり）

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。
承認第4号「令和8年度八郎潟町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を
求めることについて」、委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決定する
ことに、賛成の諸君の起立を求めます。
（全員起立）

- 議長 柳田裕平 起立全員であります。よって、承認第4号は、委員長の報告のとおり承認されました。
次に、日程第3、**議案第33号「八郎潟町表彰条例の一部を改正する条例について」**です。この議案は、総務産業常任委員会で修正案が出され、それを可決すべきものと決しております。それでは、討論を行います。討論ありませんか。
はい、失礼しました。7番 野原さん。
- 7番 野原静雄 はい、7番 野原でございます。私は、議案第33号「八郎潟町表彰条例の一部を改正する条例について」につきまして賛成いたします。
この特別功労表彰は、従来の「特に功績が顕著な者」という条文はありますが、一般には「在職年数」に基づく表彰でありまして、表彰の決定は、「町長が学識経験者にはかるものとする」とあります。
この議案に対しまして、10日の総務産業常任委員会で村井議員から、「極めて重い特別功労表彰」には、その表彰基準が不明確である、選定に至る軽さが指摘され、これにもう一方の町民の代表たる議会の同意を追記するよう、修正動議が出されました。
ちなみに、「名誉町民」の決定については、議会の同意を得るということになっております。
行政側は、これに対しまして同意し、本日の修正提案がなされました。
私は、この流れを高く評価いたします。というのは、議会は行政のチェック機能という極めて重要な役割があると共に、単に賛成・反対だけでなく議論を通じて、より良い道へ進めるという役割があると思っていますからです。
本修正議案は、そうした意味で極めて重要な事例となると考え、賛成いたします。
- 議長 柳田裕平 只今の野原君の討論の他に、何か討論ございますか。
(討論なしの声あり)
- 議長 柳田裕平 ないようですので、**議案第33号「八郎潟町表彰条例の一部を改正する条例について」**、委員長の報告では、委員会に提出された修正案を可決しております。委員長報告のとおり、委員会修正案を決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 柳田裕平 起立全員であります。よって、議案第33号は、委員長の報告のとおり委員会修正案が可決されました。
次に、日程第4、**議案第34号「八郎潟町介護保険条例の一部を改正する条例について」**、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。
議案第34号「八郎潟町介護保険条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 柳田裕平 起立全員であります。よって議案第34号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、日程第5、**議案第35号「令和8年度八郎潟町一般会計補正予算（第2号）について」**、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。
議案第35号「令和8年度八郎潟町一般会計補正予算（第2号）について」、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 柳田裕平 起立全員であります。よって議案第35号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、日程第6、**議案第36号「令和8年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」**、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

- 議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。
議案第36号「令和8年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 柳田裕平 起立全員であります。よって議案第36号は委員長の報告のとおり可決されました。
次に、日程第7、議案第37号「令和8年度八郎潟町水道事業会計補正予算（第1号）について」、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。
議案第37号「令和8年度八郎潟町水道事業会計補正予算（第1号）について」、委員長長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 柳田裕平 起立全員であります。よって議案第37号は委員長の報告のとおり可決されました。
次に、日程第8、「陳情について」討論・採決を行います。
受理番号第2号「ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。
受理番号第2号について、委員長の報告は採択であります。委員長の報告のとおり決定し、意見書案に賛成諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 柳田裕平 起立全員であります。よって、受理番号第2号は委員長の報告のとおり採択し、意見書を送付することに決定しました。
次に、受理番号第3号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情」について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。
受理番号第3号について、委員長の報告は採択であります。委員長の報告のとおり決定し、意見書案に賛成諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 柳田裕平 起立全員であります。よって、受理番号第3号は委員長の報告のとおり採択し、意見書を送付することに決定しました。
次に、受理番号第6号「ツキノワグマの市街地への出没増加対策の財源として、森林環境譲与税の積極的活用を検討することを求める陳情書」について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。
受理番号第6号について、委員長の報告は採択であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。
(起立多数)
- 議長 柳田裕平 起立多数であります。よって、受理番号第6号は委員長の報告のとおり採択しました。
次に、日程第9、議案第38号「八郎潟町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を上程いたします。提案理由の説明を求めます。はい、小野副町長。
- 町長 職務代理者
副町長 小野良幸 本日提出いたします議案等の概要についてご説明申し上げます。

本日タブレットに掲載しました資料の１ページをご覧ください。

議案第３８号「八郎潟町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」

教育委員の阿部範子氏については、令和８年６月３０日をもって任期満了を迎えますので、引き続き教育委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

阿部氏は、令和７年１２月より、教育委員に委嘱されて以来、その職務に精励され、人格が高潔で、教育・学術及び文化に関し、識見を有する者として提案するものであります。

なお、任期につきましては、令和８年７月１日から４年間であります。
よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長 柳田裕平 議案第３８号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ございませんか。
(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。
日程第９、**議案第３８号「八郎潟町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」**、原案どおり同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 柳田裕平 起立全員であります。よって議案第３８号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。
次に、日程第１０、**議案第３９号「八郎潟町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」**を上程いたします。
提案理由の説明を求めます。はい、小野副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 同じくタブレット資料３ページをご覧ください。

議案第３９号「八郎潟町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」

固定資産評価審査委員会委員の佐藤兼市氏が、令和８年７月２３日をもって任期満了を迎えますので、引き続き同委員としてお願いいたしたく地方税法第４２３条第３項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

佐藤氏は、人格も高潔で固定資産の評価に関し、豊富な識見を有する者として提案するものでございます。

なお、任期につきましては令和８年７月２４日から３年間であります。
よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長 柳田裕平 議案第３９号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ございませんか。
(討論なしの声あり)

議長 柳田裕平 討論なしと認めます。採決いたします。
日程第１０、**議案第３９号「八郎潟町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」**原案どおり同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 柳田裕平 起立全員であります。よって議案第３９号は、原案のとおり同意することに決定しました。
次に、日程第１１、**報告第２号「令和７年度八郎潟町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」**を上程いたします。提案者の報告を求めます。はい、小野副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 会議日程資料の１４ページをご覧ください。

報告第２号「令和７年度八郎潟町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」

令和7年度一般会計予算の上水道整備事業出資金、森林資源解析等委託事業、重点支援地方交付金事業（令和7年度国補正予算分）、道路維持舗装事業、社会資本整備総合交付金事業に係る繰越明許費繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告するものであります。

以上、報告第2号について、ご説明申し上げます。

議長 柳田裕平 報告第2号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
（質疑なしの声あり）

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。報告第2号について終わります。
次に、日程第12、**報告第3号「令和7年度八郎潟町水道事業会計予算繰越計算書の報告について」**を上程いたします。提案者の報告を求めます。はい、小野副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 会議日程資料の16ページをご覧ください。

報告第3号「令和7年度八郎潟町水道事業会計予算繰越計算書の報告について」

令和7年度水道事業会計予算の配水管整備事業に係る繰越計算書について、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき報告するものであります。

以上、報告第3号について、ご説明申し上げます。

議長 柳田裕平 報告第3号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
（質疑なしの声あり）

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。報告第3号について終わります。
次に、日程第13、**報告第4号「令和7年度八郎潟町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について」**を上程いたします。提案者の報告を求めます。はい、小野副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 会議日程資料の18ページをご覧ください。

報告第4号「令和7年度八郎潟町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について」

令和7年度公共下水道事業会計予算の流域下水道建設負担金に係る繰越計算書について、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき報告するものであります。

以上、報告第4号について、ご説明申し上げます。

議長 柳田裕平 報告第4号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
（質疑なしの声あり）

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。報告第4号について終わります。
次に、日程第14、**報告第5号「令和7年度に放棄した私債権等の報告について（水道料金）」**を上程します。提案者の報告を求めます。はい、小野副町長。

町長 職務代理者

副町長 小野良幸 会議日程資料の20ページをご覧ください。

報告第5号「令和7年度に放棄した私債権等の報告について（水道料金）」

八郎潟町債権管理条例第16条第1項の規定により、私債権である水道料金について放棄したので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

以上、報告第5号について、ご説明申し上げます。

議長 柳田裕平 報告第5号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。はい、5番 伊藤君。

5番 伊藤 章 はい、5番 伊藤です。私のほうから確認したいんですけども。
この146件の債権の放棄したってことなんですけども、時効ということはありますけども、この時効になるまでの、この146件の、どういうふうな経緯で時効になったかっていう、簡単でよろしんですけど教えてください。

議長 柳田裕平 はい、加藤課長。

建設水道課長 加藤恒貴 はい、伊藤議員のご質問にお答えいたします。

事由に書いてございますように、消滅時効による債権放棄でございます。
この件数 146 件の内容ですが、債務者が 9 人、債権としまして、平成 6 年から令和元年まで、述べ 146 ヶ月分の未納水道料でございます。
債権に至った経緯ですが、未納者の死亡による相続放棄、あるいは所在不明で連絡の取れない方につきまして今回、債権放棄したものでございます。以上です。

議長 柳田裕平 よろしいですか。

5 番 伊藤 章 はい。

議長 柳田裕平 はい、他にございませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 柳田裕平 質疑なしと認めます。報告第 5 号について終わります。
次に、日程第 15、「議員派遣について」を議題といたします。お諮りします。
タブレットに掲載されている資料のとおり、議員を派遣することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 柳田裕平 ご異議なしと認めます。したがって、「議員派遣について」は、タブレットに掲載されている資料のとおり派遣することに決定いたしました。
以上、今定例会に付議された事件はすべて終了いたしました。
これをもちまして、八郎潟町議会 6 月定例会を閉会いたします。
大変ご苦労様でした。

(午後 3 時 38 分)